

御坊市 国土強靱化 地域計画

～強くしなやかな御坊市に～



御 坊 市

G O B O C I T Y

はじめに

わが国では、伊勢湾台風や阪神・淡路大震災、東日本大震災など、度重なる大災害により甚大な被害を受け、その経験を踏まえ、災害対策基本法の策定をはじめ様々な防災対策を講じてきたものの、長期間にわたる復旧・復興を繰り返してきました。



その中で、とにかく人命を守り、また経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する、「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築するための継続的な取り組みが必要となっています。

こうしたことから、国では、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）を制定しました。また、この基本法に基づき、国土強靱化に係る国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下、「基本計画」という。）を策定し、今後、基本計画に基づく国の他の計画の見直しや施策の推進等、政府が一丸となって強靱な国づくりを進めています。

本市においても、今後、南海トラフ地震等の大規模な災害の発生が危惧されており、国のみならず、地域住民や民間事業者など、様々な関係者が連携・協力しながら国土強靱化に取り組むことが不可欠であることから、「御坊市国土強靱化地域計画」（以下、「地域計画」という。）を策定しました。

今後は、この地域計画を基本として、国土強靱化に関する施策を推進し、大規模自然災害等が発生しても最悪の事態に至らぬよう、強靱なまちづくりを計画的に進めてまいりますので、市民の皆さまのより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 29 年 2 月

御坊市長 柏木 征夫

目次

第1章 国土強靱化の基本的な考え方	1
第1節 地域計画の目的	1
第2節 基本目標	1
第3節 地域計画の役割と位置づけ	1
第4節 地域計画の推進期間	2
第5節 国土強靱化を推進する上での基本的な方針	3
第6節 基本的な進め方	4
第2章 対象とする災害と被害想定	5
第1節 本市の特性	5
(1) 地勢	5
(2) 気候	5
(3) 人口構造	5
第2節 被害想定	6
(1) 南海トラフ巨大地震	6
(2) 100年に1回程度起こる大雨による日高川の氾濫	8
第3章 脆弱性の評価	9
第1節 評価の枠組及び手順	9
(1) 想定するリスク	9
(2) 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	9
(3) 施策分野の設定	11
(4) 評価の実施手順	12
第2節 脆弱性の評価結果	12
第3節 脆弱性の評価のポイント	42
(1) ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせと重点化	42
(2) 国、県、市民、民間等との連携	42
第4章 国土強靱化の推進方針	43
第1節 プログラムごとの推進方針	43
第2節 施策分野ごとの推進方針	73
第3節 市のみでは対応が困難な課題	81

第5章 プログラムの重点化	83
第1節 プログラムの重点化の考え方	83
(1) 人命の保護	83
(2) 他の事態の回避や被害軽減への影響	83
第2節 重点化すべきプログラム	83
 第6章 計画の推進	85
第1節 計画の進捗管理	85
第2節 プログラム推進上の留意点	85
 資料編	86
第1節 用語の解説	86

第 1 章 国土強靱化の基本的な考え方

第 1 節 地域計画の目的

本市においては、発生確率が 30 年以内に 70%程度といわれる南海トラフの地震（マグニチュード 8～9 クラス）や台風等の大雨による河川の氾濫等による被害が懸念されており、大規模自然災害等への備えが喫緊の課題となっている。

このような大規模自然災害が発生しようとも、市民の命を守り、経済社会が致命的な被害を受けず、迅速な復旧・復興が可能となる強靱なまちづくりを推進するため、地域計画を策定する。

第 2 節 基本目標

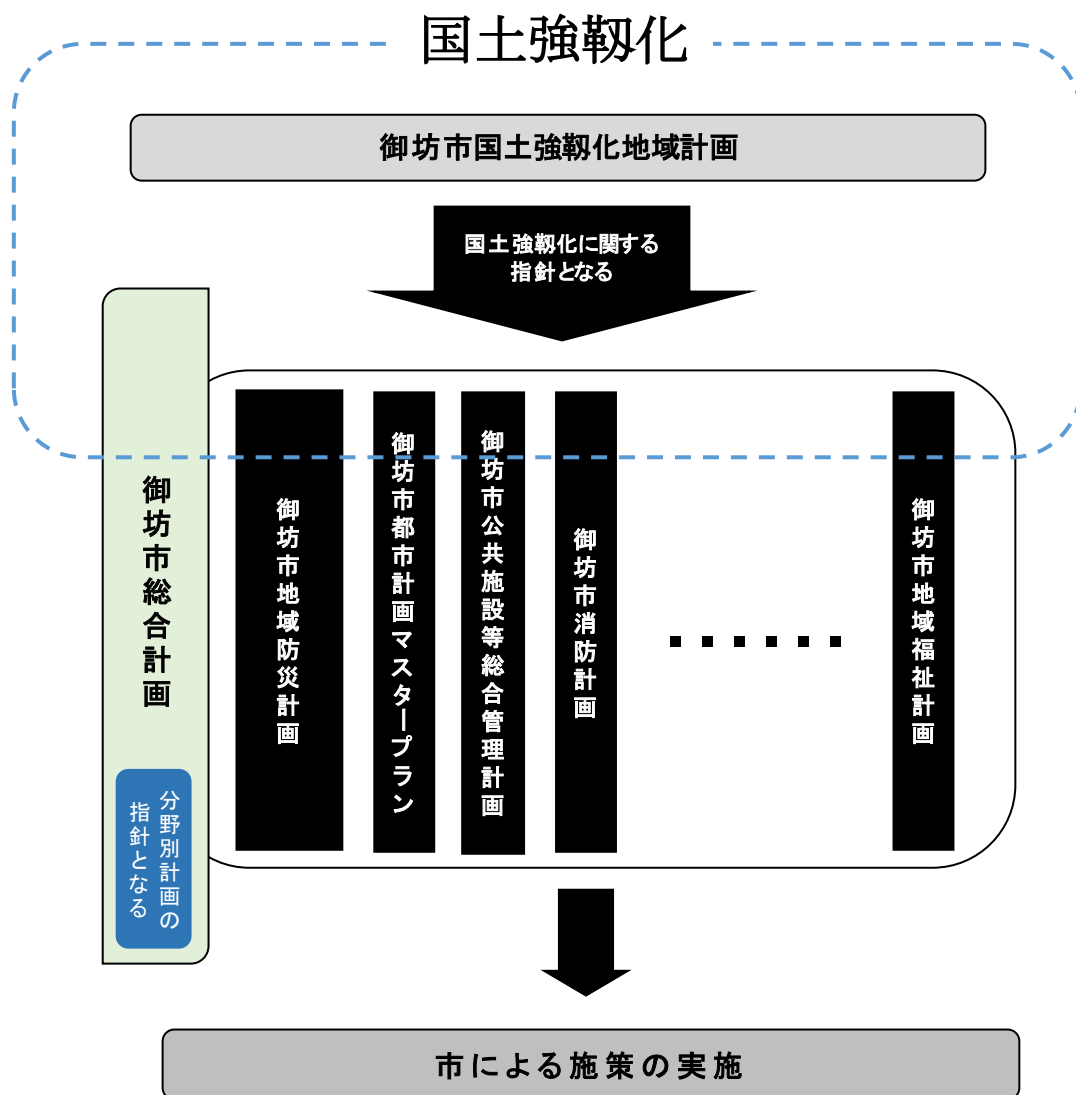
いかなる災害等が発生しようとも、下記の 4 つを基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」をもった安全・安心な地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」を推進する。

1. 人命の保護が最大限図られること
2. 市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
3. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
4. 迅速な復旧復興

第 3 節 地域計画の役割と位置づけ

地域計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画にあたるものであり、国土強靱化に係る部分については、本市が有する様々な分野の計画等の指針となり、他の計画の上位計画に位置づけられる「アンブレラ計画」としての性格を有している。

国土強靱化に係る部分については、地域計画が手引きとなり、総合計画や地域防災計画などの関連計画の必要な見直しを行う。これらを通じて必要な施策を具体化し、国土強靱化を推進していく。



第4節 地域計画の推進期間

地域計画では、長期を展望しつつ、今後の社会経済情勢等の変化に対応できるよう、概ね10年後を見据えつつ、平成29年度から5年間を推進期間とする。

第5節 国土強靱化を推進する上での基本的な方針

地域計画の基本目標を踏まえ、過去の災害から得られた経験を教訓として、事前防災及び減災、その他迅速な復旧・復興等に資する大規模自然災害等に備えた強靱なまちづくりを以下の基本的な方針に基づき推進する。

1 国土強靱化の取組み姿勢

- ・市の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から検証しつつ、取組む。
- ・短期的な視点によらず、時間管理概念をもちつつ、長期的な視野をもって計画的に取組む。
- ・地域特性を活かして、災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力を高める。

2 適切な施策の組み合わせ

- ・災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、道路の整備、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進するとともに、そのための体制を早急に整備する。
- ・「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取組む。
- ・非常時に防災・減災等の効果を発揮するだけでなく、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

3 効率的な施策の推進

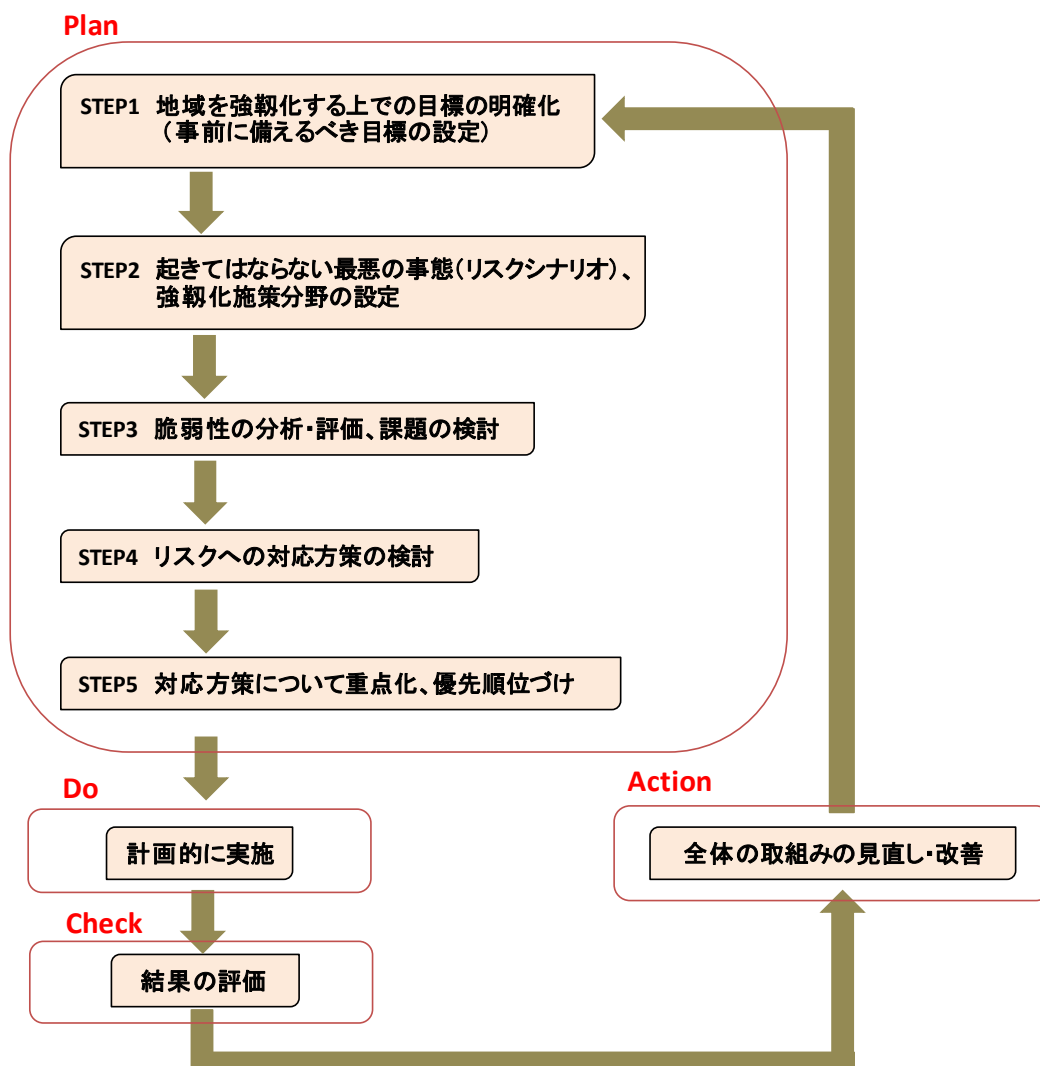
- ・人口の減少等に起因する市民のニーズの変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図る。
- ・既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進する。
- ・行政、民間、市民が連携・協力しながら取組みの輪を広げていく。
- ・施設等の効率的かつ効果的な維持管理を行う。

第6節 基本的な進め方

強靱化の施策を総合的・計画的に推進するため、下記のとおり PDCA サイクルを繰り返す。

■基本的な進め方

- 1 地域を強靱化する上での目標の明確化（事前に備えるべき目標の設定）
- 2 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定、強靱化施策分野の設定
- 3 脆弱性の分析・評価、課題の検討
- 4 リスクへの対応方策の検討
- 5 対応方策について重点化、優先順位づけを行い計画的に実施
- 6 その結果を評価し、全体の取組みの見直し・改善



第2章 対象とする災害と被害想定

第1節 本市の特性

(1) 地勢

本市は、紀伊半島の海岸線のほぼ中央部、日高平野に位置し、東西約8.4km、南北約16.3km、総面積43.91k m²と南北に細長い帯状の地形であり、そのほぼ中央部を幹川流路延長127k mの水量豊かな2級河川日高川が東西に貫流し、市域を河北、河南に区分している。

(2) 気候

本市の気候は、南海気候区に属している。南海気候区は、1年を通じて温暖な気候であり、本市の年間の降水量は2,119mm（平成22～26年平均）であり、それほど多くなく、瀬戸内海気候区に似た特徴を有している。気候の特徴は、6月～10月にかけて高温多湿であり、1月～3月にかけては低温で乾燥している。

(3) 人口構造

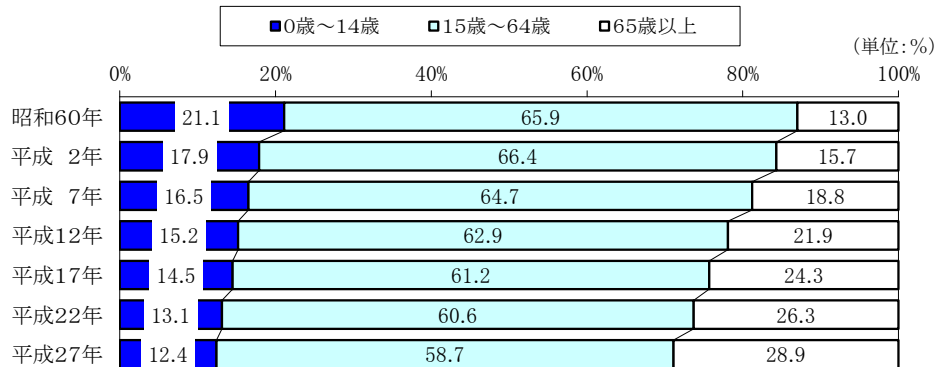
平成27年国勢調査において、本市の人口は24,801人、世帯数は9,913世帯であり、近年は減少傾向にある。また、高齢化率（65歳以上人口が総人口に占める割合）は、平成27年国勢調査時点で28.9%と高い水準にあり、少子高齢化が進んでいる。

区 分	0歳～14歳	構成比	15歳～64歳	構成比	65歳以上	構成比	総 計
	人	%	人	%	人	%	人
昭和60年	6,421	21.1	20,067	65.9	3,962	13.0	30,450
平成 2年	5,213	17.9	19,334	66.4	4,586	15.7	29,133
7年	4,705	16.5	18,449	64.7	5,356	18.8	28,510
12年	4,263	15.2	17,625	62.9	6,143	21.9	28,034
17年	3,889	14.5	16,437	61.2	6,531	24.3	27,053
22年	3,393	13.1	15,682	60.6	6,815	26.3	26,111
27年	3,057	12.4	14,462	58.7	7,118	28.9	24,801

*総計は年齢不詳を含む。

(資料:総務省統計局「国勢調査」)

*構成比は総計から年齢不詳を差し引いて算出している。



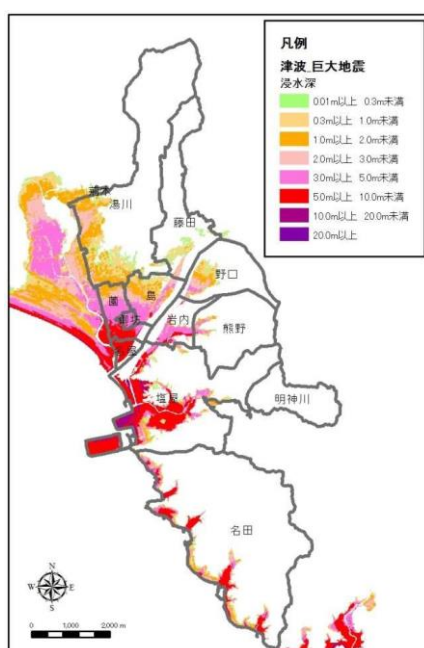
(資料:総務省統計局「国勢調査」)

第2節 被害想定

御坊市地域防災計画（平成26年度修正）において被害想定とされているマグニチュード9クラスの「南海トラフ巨大地震」と「100年に1回程度起こる大雨による日高川の氾濫」を想定する。

（1）南海トラフ巨大地震

平成25年に和歌山県が発表した「和歌山県の津波浸水想定」による浸水予測図は次のとおりである。



（平成25年 和歌山県の津波浸水想定）

「平成26年 和歌山県の地震被害想定」において、和歌山県が試算した本市の被害想定は次のとおりである。南海トラフによる巨大地震が発生した場合、建物及び人的被害として、建物全壊7,400棟（58%）、死者6,900人（25%）と壊滅的な被害となることが想定されている。避難所への避難者（1日後）についても、15,100人（51%）の発生が想定されている。

◆建物被害（冬 夕方18時 風速6m）※¹

総棟数：12,900棟

被害の要因	全壊棟数（棟）	半壊棟数（棟）
揺れ等	3,700	－
津波	3,500	－
焼失	280	－
合計	7,400	2,700
全半壊率	58%	21%

※揺れ等による全壊棟数：液状化・震動・斜面崩壊による全壊棟数

※全壊棟数合計と全壊率には焼失分を含む

※予測結果等は概数で示されており、合計が一致しない場合がある

◆人的被害（冬 夕方18時 風速6m）※¹

人口：27,200人※²

被災の要因	死者数（人）	重傷者数（人）	軽傷者数（人）	閉込者数（人）
建物倒壊（震動）による被害	160	180	550	－
建物倒壊（斜面崩壊）による被害	0	0	0	－
津波による被害	6,700	400	750	－
火災による被害	17	5	12	－
人的被害の合計	6,900	580	1,300	25

※予測結果等は概数で示されており、合計が一致しない場合がある

◆1日後の避難者（夏 昼12時 風速4m）※¹

発災時人口：29,600人※³

	1日後
避難所に避難する者（人）	15,100
避難所外生活者（人）	7,600
避難者総数	22,700

被害想定における設定

※1 （ ）内は発生時の季節、時刻、風速

※2 夜間人口と昼間人口からの推定人口

※3 昼間人口

（出典：平成26年 和歌山県の地震被害想定）

また、和歌山県の「津波から『逃げ切る！』支援対策プログラム」より、津波浸水想定における津波到達時間、避難開始時間、移動速度等の一定の条件に基づき、津波避難困難地域を抽出した場合、本市では、菰・名屋地区が津波避難困難地域となる。

＜本市における津波避難困難地域＞

地震	地区数	主な地区	対象面積	対象人口
津波避難困難地域（巨大地震）	1地区	菰・名屋	35.5ha	1,209 人

（出典：和歌山県、「津波から『逃げ切る！』支援対策プログラム」）

本市内を流れる日高川は、県の洪水予報河川に指定され、大雨によって氾濫することが想定される。河川管理者である和歌山県は、大雨によって日高川が氾濫した場合の浸水想定区域図を作成・公表しており、下記に示す。

指定の前提となる降雨：日高川流域の2日間雨量約466mm

日高川水系日高川浸水想定区域図

凡 例

- 黄色した所は毎年1回以上最大洪水(10年1度)が
- 5.0mを超える浸水
- 5.0-6.0mを超える浸水
- 6.0-7.0mを超える浸水
- 7.0-8.0mを超える浸水
- 8.0mを超える浸水
- 河川敷境界
- 治水委員会指定の河川の浸水想定区域図の境界線

0 500 1000 1500

(出典：和歌山県日高川浸水想定区域図)

第3章 脆弱性の評価

第1節 評価の枠組及び手順

(1) 想定するリスク

- ・南海トラフ巨大地震
- ・100年に1回程度起こる大雨による日高川の氾濫

(2) 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

地域計画では、「事前に備えるべき目標」として、8つの目標を国の基本計画に即して設定した。また、その妨げとなる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」として、国の基本計画において設定されている45の事態から本市の地域特性を踏まえて23の事態を選定した。

<事前に備えるべき目標>

- ①大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ②大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
(それがなされない場合の必要な対応を含む)
- ③大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- ④大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- ⑤大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

第3章 脆弱性の評価

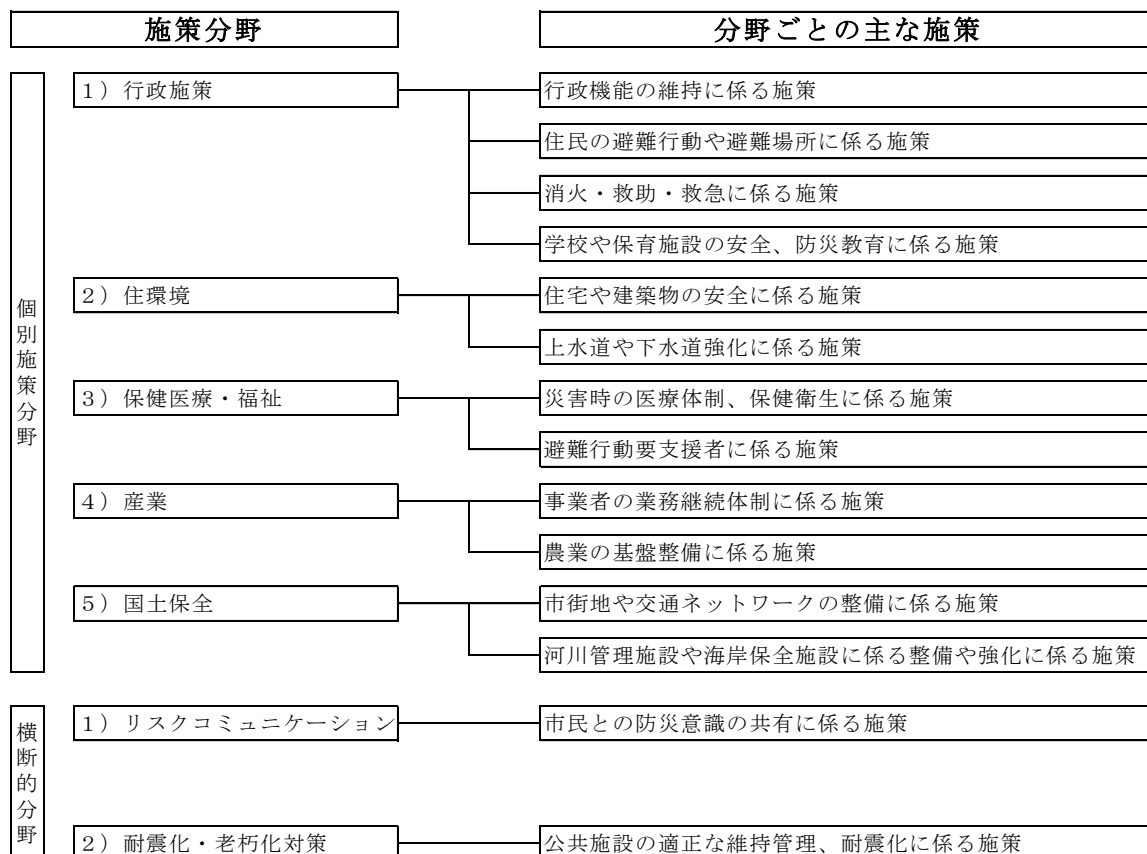
<起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）>

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	建物倒壊や火災による多数の死傷者の発生
		1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-3	大規模津波による多数の死傷者・行方不明者の発生
		1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5	大規模な土砂災害等による道路の寸断
		1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	救急救助、医療活動の機能不全
		2-3	疫病・感染症等の大規模発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	情報通信機能の麻痺・長期停止による災害情報が伝達できない事態
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
		5-2	金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態
		5-3	食料等の安定供給の停滞
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電気、石油、ガスの供給機能の停止
		6-2	上下水道等の長期間にわたる機能停止
		6-3	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-2	ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-3	有害物質の大規模拡散・流出

8	大規模自然災害発生後 であっても、地域社会・ 経済が迅速に再建・回復 できる条件を整備する	8-1	災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う資源等の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(3) 施策分野の設定

地域強靱化に関する施策分野は、5つの個別施策分野と2つの横断的分野を設定した。個別施策分野として、①行政施策、②住環境、③保健医療・福祉、④産業、⑤国土保全の5分野を設定した。横断的分野として、①リスクコミュニケーション、②耐震・老朽化対策の2分野を設定した。



(4) 評価の実施手順

それぞれの「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために、現在実施している施策を特定し、また「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の回避に向けて、現状を改善するために何が課題であり、今後どのような施策が必要か検討し、施策分野（個別施策分野、横断的分野）ごとに整理した。

このような、それぞれの「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するための横断的な施策群を「プログラム」とし、各プログラムの脆弱性を分析・評価した。

第2節 脆弱性の評価結果

脆弱性の評価結果は下記のとおりである。

1-1 建物倒壊や火災による多数の死傷者の発生（推進方針 P. 43）

シナリオ

南海トラフ巨大地震が発生し、市内で最大震度7を観測した。その直後に、市内各地で建物倒壊や火災が起こり、道路が寸断する地域も出たため、多くの死傷者が発生した。

《個別施策分野》

1) 行政施策

○防災体制の整備

- ・市職員一人一人が災害対応を円滑に実施できるよう、御坊市地域防災計画を周知徹底し、初動体制の強化を図る必要がある。
- ・市職員の災害対応能力を高めるため、防災訓練等を定期的の実施しており、行政と関係機関が一体となった実践的な防災訓練を継続的に実施していく必要がある。

○消防活動体制の整備

- ・被害発生箇所が多数に及ぶ場合に備え、引き続き消防職員、消防団員の訓練を実施するとともに、装備品の充実強化を図る必要がある。
- ・消防団員は、条例に規定する定数を確保しているものの、近年の少子化や就業形態の変化などにより、消防団員の継続的な確保が難しい状況にあるため、事業所等の協力を得ながら、団員数の確保・維持に努める必要がある。
- ・火災による被害の軽減を図るため、計画的に消防車両等の整備、効果的に耐震性防火水槽の設置を行い、消防力の向上を推進する必要がある。
- ・地震による火災でさらに被害が大きくなることから、市民に対し、火災予防の啓発を行う必要がある。

○情報通信体制の整備

- ・災害による道路、橋梁等の被害情報等により、通行止めなど通行規制を行う必要があるため、迅速かつ正確に被害情報を伝達できる体制を整備する必要がある。

○受援体制の整備

- ・災害の影響が広範囲に及ぶ場合に備え、自治体間の相互応援協定や民間事業者等と協定を締結しており、円滑な応急対策及び復旧対策が実施できるよう、平常時から関係機関との連絡体制の構築等、連携体制の強化を図る必要がある。
- ・災害の規模やその様態によっては、広域消防による消防活動が不可欠なことから、和歌山県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊が円滑に活動できるよう、受援体制を整備する必要がある。

2) 住環境

○空き家の対策

- ・空き家住宅等の実態を調査する必要がある。
- ・平成29年の策定完了に向けて、空き家住宅等調査資料により対策計画の策定を進めていく必要がある。

3) 保健医療・福祉

○避難行動要支援者等に対する支援体制の整備

- ・避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に対し情報提供を行っており、少なくとも年1回定期的に更新し、名簿を最新の状態に保つ必要がある。
- ・福祉避難所としてすでに1か所指定しており、さらなる指定施設の増加に努める必要がある。

《横断的分野》

1) リスクコミュニケーション

○地域防災力の向上

- ・地震、津波から自分の命を守るために、市民に対し出前講座を通して、住宅の耐震化、家具の固定、避難の重要性等の啓発を行い、各家庭における防災・減災対策を進める必要がある。
- ・災害時には、地域住民等による応急活動や救援活動が必要となるため、救命講習会・出前講座等を通して、市民の防災力の向上を図る必要がある。
- ・火災の被害軽減を図るため、自主防災組織と消防団との連携体制を整備する必要がある。

○火災予防体制の整備

- ・火災の発生・被害の軽減のため、市民に対し、講習会や消防訓練の実施により、防火意識の向上や初期消火能力の向上を図る必要がある。

2) 耐震化・老朽化対策

○市有施設等の整備

- ・平成28年度末に策定予定としている公共施設等総合管理計画に基づき、全ての公共施設を総合的かつ計画的に管理することで、老朽化した公共施設の安全性の確保を行い、公共施設の適切な維持保全活動に努める必要がある。
- ・地域の防災拠点や災害時の避難場所に指定されている、学校、保育園、社会教育施設、福祉センター等の市有施設は耐震基準を満たしており、引き続き適切な維持保全を実施していく必要がある。

○住宅・建築物の耐震化

- ・住宅の耐震化について、木造住宅の無料耐震診断及び耐震改修工事の補助や、非木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事の補助を行っているものの、住宅の耐震化率が74.3%(H27)に留まっていることから、さらなる耐震化率の向上をめざす必要がある。
- ・地震の際、家具等の転倒により、負傷等による被害や逃げ遅れによる被害の拡大が懸念されることから、家具の安全対策の取組みを促進する必要がある。

＜関係機関の取組み等＞

(西日本旅客鉄道株式会社 JR 御坊駅)

- ・災害時において、鉄道利用者の安全を確保し避難ができるよう、対策を講じている。

1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災（推進方針 P. 45）

シナリオ

南海トラフ巨大地震が発生し、市内で最大震度7を観測した。耐震化が不十分な店舗、旅館、学校、老人ホーム等の不特定多数の方が利用する施設の倒壊・火災が発生し、多くの死傷者が発生した。

＜個別施策分野＞

1) 行政施策

○学校等防災体制の整備

- ・幼稚園及び保育園において、園児及び教職員が円滑に避難できるよう、防災教育や防災訓練を継続して実施する必要がある。
- ・小・中学校において、児童・生徒が自ら積極的に行動を起こすことができるよう、防災教育や防災訓練を継続して実施する必要がある。

《横断的分野》

1) リスクコミュニケーション

○地域防災力の向上

- ・災害時においては、地域住民等による応急活動や救援活動が必要となるため、救命講習会・出前講座等を通して、市民の防災力の向上を図る必要がある。（再掲）

○企業・事業所の防災力の向上

- ・民間事業者に対し、地震・津波に関する知識、防災意識向上のための出前講座や防災訓練等を行うとともに、事業所等での自主的防災体制の整備を促進する必要がある。

2) 耐震化・老朽化対策

○市有施設等の整備

- ・平成28年度末に策定予定としている公共施設等総合管理計画に基づき、全ての公共施設を総合的かつ計画的に管理することで、老朽化した公共施設の安全性の確保を行い、公共施設の適切な維持保全活動に努める必要がある。（再掲）
- ・災害対策本部となる市庁舎が耐震性を有していないため、耐震性を確保する必要がある。
- ・地域の防災拠点や災害時の避難場所に指定されている、学校、保育園、社会教育施設、福祉センター等の市有施設は耐震基準を満たしており、引き続き適切な維持保全を実施していく必要がある。（再掲）

1-3 大規模津波による多数の死傷者・行方不明者の発生（推進方針 P. 46）

シナリオ

南海トラフ巨大地震の発生後、沿岸部に津波が襲来し、市域の内陸部まで到達した。逃げ遅れ等による多数の死傷者・行方不明者が発生した。

《個別施策分野》

1) 行政施策

○防災体制の整備

- ・県、自衛隊、警察等の関係機関との連携が重要かつ不可欠であることから、関係機関と合同で実施している訓練をはじめとして、連携の強化を図る必要がある。
- ・津波対策の基本は「すぐに逃げる事」であり、市民が安全かつ迅速に津波から避難できるよう、津波避難訓練を継続して実施する必要がある。
- ・市内の避難場所に避難するよりも、近隣町に避難することが有効である市民等が、円滑に避難できるよう、近隣町との相互応援協定のもと、連携を強化する必要がある。

○学校等防災体制の整備

- ・幼稚園及び保育園において、園児及び教職員が円滑に避難できるよう、防災教育や防災訓練を継続して実施する必要がある。（再掲）
- ・小・中学校において、児童・生徒が自ら積極的に行動を起こすことができるよう、防災教育や防災訓練を継続して実施する必要がある。（再掲）

○避難環境の整備

- ・平成 26 年 10 月和歌山県公表によると、本市における南海トラフ巨大地震における津波避難困難地域は、対象面積 35.5ha、対象人口 1,209 人と想定されており、地域住民の避難を支援し、津波避難困難地域を解消するため、避難困難地域内の住民が徒歩で辿り着ける場所に津波避難施設の建設、津波避難ビルの指定を行う必要がある。
- ・津波避難誘導に役立つ各種標識、海拔表示板等を計画的に設置し、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保する必要がある。
- ・地震直後には、電力供給施設が麻痺し機能しない可能性があるため、停電時の暗い夜間においても円滑に避難できるよう、避難路や避難場所にソーラー式 LED 避難誘導灯などを計画的に設置する必要がある。
- ・地震により倒壊した建築物等が避難を妨げず、安全かつ確実に津波からの避難が可能となるよう、「津波からの円滑な避難に係る避難路沿いの建築物等の制限に関する条例（平成 24 年和歌山県条例第 45 号）」に基づく特定避難路の提案を県に行っていく必要がある。
- ・地域住民のそれぞれが主体として意識をもち、自主的な避難所運営が行えるよう、避難所運営マニュアルに基づき、避難所運営体制を構築する必要がある。

○情報通信体制の整備

- ・和歌山県総合防災情報システム等により情報収集し、防災行政無線等によって災害情報を伝達する体制を整備しており、引き続き災害時において情報を迅速に収集・共有・配信できるよう、関係機関と連携強化を図る必要がある。
- ・防災行政無線による情報提供の多様化を図るため、現行のアナログ放送のデジタル化を行う必要がある。
- ・防災行政無線等によって災害情報を伝達する体制を整備しており、J-ALERT・和歌山県総合防災情報システムの L-ALERT 機能により、避難勧告等の情報発信や携帯電話にメールを配信するシステムを導入するなど、情報伝達の多重化を図る必要がある。

○受援体制の整備

- ・災害の影響が広範囲に及ぶ場合に備え、自治体間の相互応援協定や民間事業者等と協定を締結しており、円滑な応急対策及び復旧対策が実施できるよう、平常時から関係機関との連絡体制の構築等、連携体制の強化を図る必要がある。（再掲）

3) 保健医療・福祉

○保健・医療体制の整備

- ・医療活動が迅速かつ適切に行えるよう、大規模災害時の健康危機管理を想定した関係機関合同の災害医療救護訓練を年1回実施しており、引き続き訓練等による連携体制の充実強化を図る必要がある。

○避難行動要支援者等に対する支援体制の整備

- ・避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に対し情報提供を行っており、少なくとも年1回定期的に更新し、名簿を最新の状態に保つ必要がある。（再掲）
- ・福祉避難所としてすでに1か所指定しており、さらなる指定施設の増加に努める必要がある。（再掲）

○健康・福祉のまちづくりの推進

- ・一人でも多くの人々が自力で避難できるよう、健康づくりや介護予防を推進する必要がある。

5) 国土保全

○海岸保全の強化

- ・平成25年3月和歌山県公表による津波浸水想定において、最大津波高16m、津波浸水面積970ha、市域の22.1%が浸水することから、海岸保全施設、港湾施設、漁港施設の地震、津波、老朽化対策が急務であり、特に海岸背後地は、市街地が展開しており、極めて甚大な被害が危惧されるため、防潮堤及び防波堤の補強・嵩上げ、津波防波堤等による津波侵入防止整備を促進するよう、県及び国に働きかける必要がある。
- ・漁港施設において、地震・津波等による災害の防止や、復興時における緊急輸送基地として機能するよう、施設の整備及び機能強化を図る必要がある。

○河川等管理体制の強化

- ・地震後は河川を津波が遡上することから、県及び関係機関と協力して河川の改修、堤防や護岸等の河川構造物の改築・改良、水門・ポンプ場の整備を推進する必要がある。
- ・災害時には、水門等の適正な開閉操作が必要であるため、定期的に訓練を実施しており、引き続き訓練を行い、災害時における適切な対応と判断力の向上を図る必要がある。

《横断的分野》

1) リスクコミュニケーション

○地域防災力の向上

- ・地震、津波の被害を最小限にするため、津波防災マップ等を活用し、HP 掲載、市内全戸配布、出前講座等を継続的に実施することで、市民の防災意識の向上に努める必要がある。
- ・市民が津波からの避難を迅速にかつ安全に行えるよう、順次、地域独自の津波避難マニュアルの策定を推進する必要がある。
- ・宿泊施設に対して、施設への津波防災マップの設置や避難すべき方向を示す避難誘導灯の周知等、災害時における観光客の安全確保に向けた取組みを実施する必要がある。

○企業・事業所の防災力の向上

- ・南海トラフ巨大地震の津波により 30cm 以上の浸水が想定される区域内で、一定の施設や事業を管理・運営する事業者において、南海トラフ地震防災規程により、津波から利用客や従業員が円滑に避難できるよう、規程の作成指導を引き続き行っていく必要がある。

＜関係機関の取組み等＞

（御坊南海バス株式会社）

- ・災害時において、路線バス利用者の安全及び迅速な避難を確保できるよう、災害対応マニュアル等を基に対策を講じている。
- ・災害時において、被災者、利用者等をバスにより応急輸送ができるよう努めている。

（紀州鉄道株式会社）

- ・災害時において、鉄道利用者の安全及び迅速な避難を確保できるよう、対応マニュアルを作成し、対策を講じている。

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水（推進方針 P. 49）

シナリオ

異常気象等による集中豪雨により、日高川の堤防の越水もしくは決壊が起こり多数の死傷者が発生した。大量の水が市街地まで流入し、市域が広範囲にわたって長期間浸水する事態となった。

《個別施策分野》

1) 行政施策

○防災体制の整備

- ・ 県、自衛隊、警察等の関係機関との連携が重要かつ不可欠であることから、関係機関と合同で実施している訓練をはじめとして、連携の強化を図る必要がある。（再掲）
- ・ 市内の避難場所に避難するよりも、近隣町に避難することが有効である市民等が、円滑に避難できるよう、近隣町との相互応援協定のもと、連携を強化する必要がある。（再掲）
- ・ 市民が適切な避難行動がとれるよう、平常時から避難勧告、避難指示等が発令された時の行動について、HP や広報掲載、出前講座等により周知・啓発を行う必要がある。

○市街地等の浸水対策

- ・ 集中豪雨による市街地等への浸水を防止するため、日高川水系河川整備計画に基づき県と連携し河川整備事業を推進する必要がある。
- ・ 市街地への浸水時に市民自ら迅速に対応できるよう、適切な場所に土嚢ステーションを整備する必要がある。

○情報通信体制の整備

- ・ 河川雨量情報システム等により情報を収集し、防災行政無線等によって災害情報を伝達する体制を整備しており、引き続き災害情報を迅速に収集・共有・配信できるよう、情報伝達訓練をはじめとして、関係機関と連携強化を図る必要がある。
- ・ 災害による道路、橋梁等の被害情報を迅速かつ正確に収集・配信できるよう、関係機関と情報伝達体制の強化を図る必要がある。（再掲）

2) 住環境

○排水体制の整備

- ・ 下水道施設、ポンプ場等の計画的な設備の整備・管理を行うとともに、大雨時の内水排除や応急対応に必要な防災体制の整備を推進する必要がある。
- ・ 排水ポンプ等は、迅速かつ確実な操作が必要であるため、定期的に操作訓練と作動点検を行っており、継続して訓練や点検を行う必要がある。

5) 国土保全

○河川等管理体制の強化

- ・市街地への浸水を防止するため、県及び関係機関と協力して河川の改修、堤防や護岸等の河川構造物の改築・改良、水門・ポンプ場の整備を推進する必要がある。

≪横断的分野≫

1) リスクコミュニケーション

○地域防災力の向上

- ・大雨によって日高川が氾濫した場合の浸水想定区域図を作成し、HP 掲載、市内全戸に配布しており、引き続き出前講座等を活用しながら、市民の防災意識の向上に努める必要がある。

1-5 大規模な土砂災害等による道路の寸断（推進方針 P. 50）

シナリオ

南海トラフ巨大地震や集中豪雨による地盤の緩みが原因で土砂災害が発生し、道路が寸断する地域が発生した。

≪個別施策分野≫

1) 行政施策

○情報通信体制の整備

- ・和歌山県総合防災情報システム等により情報収集し、防災行政無線等によって災害情報を伝達する体制を整備しており、引き続き災害時において情報を迅速に収集・共有・配信できるよう、関係機関と連携強化を図る必要がある。（再掲）

4) 産業

○農業基盤の整備

- ・農業用水確保のため、ため池が利用されているものの、老朽化が激しいため、決壊による被害の防止を図るよう整備を継続するとともに、県営事業など国庫補助事業制度を活用し整備を促進する必要がある。

5) 国土保全

○道路・橋梁の整備

- ・道路が損壊した場合、救助救出活動や避難等に支障が生じるため、引き続き主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び県に働きかける必要がある。

○土砂災害の防止

- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策基本指針の変更（H27.1.16）に基づき、危険対象箇所において土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査を行っており、調査の完了及び、県市一体となった土砂災害警戒区域等の周知及び警戒避難体制を整備する必要がある。

《横断的分野》

1) リスクコミュニケーション

○地域防災力の向上

- ・ため池が決壊した場合の被害の低減のため、ため池ハザードマップを作成し、HPに掲載しているが、他のハザードマップと併用しながら、市民の防災意識の向上に努める必要がある。

1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

（推進方針 P. 52）

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波などの影響による情報通信の途絶や、避難勧告等の発表が遅れたことが影響し、市民の避難行動が遅れ、多数の死傷者が発生した。

《個別施策分野》

1) 行政施策

○情報通信体制の整備

- ・和歌山県総合防災情報システム等により情報収集し、防災行政無線等によって災害情報を伝達する体制を整備しており、引き続き災害時において情報を迅速に収集・共有・配信できるよう、関係機関と連携強化を図る必要がある。（再掲）
- ・防災行政無線による情報提供の多様化を図るため、現行のアナログ放送のデジタル化を行う必要がある。（再掲）
- ・防災行政無線等によって災害情報を伝達する体制を整備しており、J-ALERT・和歌山県総合防災情報システムの L-ALERT 機能により、避難勧告等の情報発信や携帯電話にメールを配信するシステムを導入するなど、情報伝達の多重化を図る必要がある。（再掲）

3) 保健医療・福祉

○避難行動要支援者等に対する支援体制の整備

- ・避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に対し情報提供を行っており、少なくとも年1回定期的に更新し、名簿を最新の状態に保つ必要がある。（再掲）

《横断的分野》

1) リスクコミュニケーション

○地域防災力の向上

- ・地震、津波の被害を最小限にするため、津波防災マップ等を活用し、HP 掲載、市内全戸配布、出前講座等を継続的に実施することで、市民の防災意識の向上に努める必要がある。(再掲)

2-1 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止（推進方針 P. 52）

シナリオ

南海トラフ巨大地震、津波等により、道路が通行不能となり、物資の輸送が困難な状態となった。このため、食料・飲料水等の物資の不足が生じた。

《個別施策分野》

1) 行政施策

○防災体制の整備

- ・県、自衛隊、警察等の関係機関との連携が重要かつ不可欠であることから、関係機関と合同で実施している訓練をはじめとして、連携の強化を図る必要がある。(再掲)

○受援体制の整備

- ・災害の影響が広範囲に及ぶ場合に備え、自治体間の相互応援協定や民間事業者等と協定を締結しており、円滑な応急対策及び復旧対策が実施できるよう、平常時から関係機関との連絡体制の構築等、連携体制の強化を図る必要がある。(再掲)
- ・自衛隊等の応援部隊の人員・資機材・物資・集積に必要となる受入れ拠点及び活動拠点を選定する必要がある。
- ・大規模災害発生時における物資の供給や一時保管場所、また輸送及び荷さばき業務等に関する協定を民間事業者等と締結しており、災害時においてさらなる迅速な調達・輸送が行えるよう、訓練等により連携を強化する必要がある。

○避難環境の整備

- ・避難所ポテンシャル調査に基づき設定した備蓄物資の目標数（津波浸水想定区域内人口の 12,500 人の 1 日分）には、現状では全ての品目において数量が足りないことから、計画的に備蓄物資の充実を図る必要がある。
- ・建物倒壊や浸水等による備蓄物資の滅失や、道路寸断等による支給物資の遅れ等が懸念されることから、備蓄物資を効率的に配送・分配できるよう、分散備蓄体制を整備する必要がある。

2) 住環境

○応急給水体制の強化

- ・地震等の災害が発生した場合の対応については、「水道災害等危機管理マニュアル」を基に年1回応急給水等の訓練を実施し、検証しており、引き続き訓練・検証を重ねマニュアルの見直しを行う必要がある。
- ・災害による断水等により、本市独自で水の確保ができない場合に備え、近隣市町、関係機関との協力体制を整備しており、さらに迅速かつ的確に対応ができるよう、協力体制の充実強化を図る必要がある。

3) 保健医療・福祉

○保健・医療体制の整備

- ・「和歌山県災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき、県や関係機関と連携して、医療救護活動に必要な医薬品等の供給体制を整備する必要がある。

5) 国土保全

○道路・橋梁の整備

- ・道路が損壊した場合、救助救出活動や避難等に支障が生じるため、引き続き主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び県に働きかける必要がある。(再掲)
- ・本市の緊急輸送道路の1つである近畿自動車道紀勢線は、災害時の医療活動、物資輸送、緊急時の搬送等に重要なルートであることから、関係市町と連携し、近畿自動車道有田－田辺間の4車線化の早期実現に向け、継続して国に対し要望を行う必要がある。
- ・平成25年3月和歌山県公表による津波浸水想定では、緊急輸送ルートである国道42号線において湯川・菌・名屋・塩屋・名田地区で、津波による浸水が予測されており、代替輸送ルートを検討する必要がある。
- ・橋梁が損壊した場合、被害の拡大が避けられないことから、計画的な橋梁の耐震化を図る必要がある。

○海岸保全の強化

- ・漁港施設において、地震・津波等による災害の防止や、復興時における緊急輸送基地として機能するよう、施設の整備及び機能強化を図る必要がある。(再掲)
- ・日高港については、大規模災害時における緊急輸送港として機能するよう、国、県と連携し、必要な整備や適切な維持管理を行う必要がある。

○受援体制の整備

- ・緊急通行車両等の通路確保のため、重機等による障害物の除去作業等を行うための協定を関係機関と締結しており、引き続き訓練等により連携の強化を図る必要がある。

《横断的分野》

1) リスクコミュニケーション

○備蓄の促進

- ・備蓄にあたっては、自助・共助・公助の観点から、市で行う備蓄のほか、各家庭及び事業所での水、食料、生活必需品等の備蓄促進を、HP や広報掲載、出前講座等により啓発する必要がある。

2) 耐震化・老朽化対策

○市有施設等の整備

- ・災害対策本部となる市庁舎が耐震性を有していないため、耐震性を確保する必要がある。(再掲)
- ・飲料水の確保と施設の早期復旧を可能とするため、水道施設の計画的な耐震化を推進する必要がある。
- ・本市の水道施設は、経年による老朽化が進行しつつあるため、老朽施設を計画的に更新し、機能向上を図る必要がある。
- ・配水管は経年による老朽化が進んでいることから、経年管を更新し、耐震化等に努め、給水の安定化を図る必要がある。

2-2 救急救助、医療活動の機能不全（推進方針 P. 56）

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、消防等の施設や車両・資機材等に被害が出たことで、救助・救出活動に遅れが生じた。広域的な受援を受けるが、道路の寸断により、必要な物資、燃料等の調達が不足し、受援体制の受入れが思うように進まない状況となった。また、医療機関や医療従事者も被災し、対応が追いつかない状況となった。

《個別施策分野》

1) 行政施策

○防災体制の整備

- ・県、自衛隊、警察等の関係機関との連携が重要かつ不可欠であることから、関係機関と合同で実施している訓練をはじめとして、連携の強化を図る必要がある。(再掲)

○消防活動体制の整備

- ・被害発生箇所が多数に及ぶ場合に備え、引き続き消防職員、消防団員の訓練を実施するとともに、装備品の充実強化を図る必要がある。(再掲)
- ・救助・救出活動が迅速に行えるよう、救助資機材の整備、救助工作車の更新等、消防力の継続的な向上を推進する必要がある。
- ・最低限の活動に必要な燃料の備蓄を行うとともに、災害対応車両等への優先供給について、石油販売事業者や組合と協定締結を行っており、協定先である組合等との平常時から連携を強化し、燃料供給体制の強化を行う必要がある。

○受援体制の整備

- ・自衛隊等の応援部隊の人員・資機材・物資・集積に必要となる受入れ拠点及び活動拠点を選定する必要がある。(再掲)
- ・災害時に迅速かつ有効にボランティア活動ができるよう、災害ボランティアの拠点となる社会福祉協議会と連携し、ボランティアの受援体制を整備する必要がある。
- ・災害の規模やその様態によっては、広域消防による消防活動が不可欠なことから、和歌山県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊が円滑に活動できるよう、受援体制を整備する必要がある。(再掲)

3) 保健医療・福祉**○保健・医療体制の整備**

- ・医療活動が迅速かつ適切に行えるよう、大規模災害時の健康危機管理を想定した関係機関合同の災害医療救護訓練を年1回実施しており、引き続き訓練等による連携体制の充実強化を図る必要がある。(再掲)
- ・「和歌山県災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき、県や関係機関と連携して、医療救護活動に必要な医薬品等の供給体制を整備する必要がある。(再掲)

○業務継続体制の整備

- ・業務の継続、早期復旧が難しくなるおそれがあることから、病院や福祉施設に対して、事業継続計画（BCP）策定の必要性を周知する必要がある。

5) 国土保全

○道路・橋梁の整備

- ・道路が損壊した場合、救助救出活動や避難等に支障が生じるため、引き続き主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び県に働きかける必要がある。(再掲)
- ・本市の緊急輸送道路の1つである近畿自動車道紀勢線は、災害時の医療活動、物資輸送、緊急時の搬送等に重要なルートであることから、関係市町と連携し、近畿自動車道有田－田辺間の4車線化の早期実現に向け、継続して国に対し要望を行う必要がある。(再掲)
- ・橋梁が損壊した場合、被害の拡大が避けられないことから、計画的な橋梁の耐震化を図る必要がある。(再掲)

○海岸保全の強化

- ・漁港施設において、地震・津波等による災害の防止や、復興時における緊急輸送基地として機能するよう、施設の整備及び機能強化を図る必要がある。(再掲)
- ・日高港については、大規模災害時における緊急輸送港として機能するよう、国、県と連携し、必要な整備や適切な維持管理を行う必要がある。(再掲)

○受援体制の整備

- ・緊急通行車両等の通路確保のため、重機等による障害物の除去作業等を行うための協定を関係機関と締結しており、引き続き訓練等により連携の強化を図る必要がある。(再掲)

≪横断的分野≫

1) リスクコミュニケーション

○地域防災力の向上

- ・災害時において、応急救護や救出・救護等に活用できる資格・技能をもった人材の確保・協力が重要であることから、地域における人材を把握し、自主防災組織の充実強化を図る必要がある。

＜関係機関の取組み等＞

（国保日高総合病院）

- ・災害時において、迅速に災害医療体制が確立できるよう、災害時対応マニュアルを整備している。
- ・災害医療への取組みとして、DMAT を結成し、訓練等により充実強化に努めるとともに、被災地へ派遣している。
- ・災害時には、被災地内で救急治療や災害医療を行うため、派遣された DMAT や医療チームの受入れ体制の整備している。
- ・県や関係機関と合同の災害医療救護訓練を年 1 回実施している。

2-3 疫病・感染症等の大規模発生（推進方針 P. 58）

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、上下水道施設が損壊し不衛生な状況に陥った。また、避難所において、避難生活の疲れから免疫力が低下し、インフルエンザやノロウイルスといった感染症が拡大した。

＜個別施策分野＞

2) 住環境

○排水体制の整備

- ・定期的な機器・水質の点検及び関係機関との協定締結等により、大規模災害に備えており、平成 28 年度に策定した下水道業務継続計画（BCP）と併せて、対策訓練等により防災力の向上を図る必要がある。
- ・下水道施設、ポンプ場等の計画的な設備の整備・管理を行うとともに、大雨時の内水排除や応急対応に必要な防災体制の整備を推進する必要がある。（再掲）

○受援体制の整備

- ・下水道施設機能阻害の一因となる排水設備破損箇所からの汚水管渠への土砂等の流入を迅速に防ぐため、また下水道施設の機能維持及び回復のための応急対策業務の協定を関係機関等と締結しており、引き続き訓練等により連携の強化を図る必要がある。

○応急給水体制の強化

- ・災害による断水等により、本市独自で水の確保ができない場合に備え、近隣市町、関係機関との協力体制を整備しており、さらに迅速かつ的確に対応ができるよう、協力体制の充実強化を図る必要がある。（再掲）

3) 保健医療・福祉

○保健・医療体制の整備

- ・平成26年10月和歌山県公表の南海トラフによる地震被害想定では、避難所への避難者（1日後）は15,100人と大量発生が想定されていることから、避難所等被災者の衛生的な生活環境を確保するとともに、感染症の発生と流行を防止するために、インフルエンザ等の予防接種率のさらなる向上を図る必要がある。
- ・避難生活の長期化や衛生状態の悪化などによる感染症のリスク拡大を防止するため、家庭でのマスクや手指消毒剤の備蓄など感染症の予防対策の啓発を推進する必要がある。
- ・被災者は心身ともに疲労していることが予想されるため、健康相談等ができる相談窓口を設置し、被災者等の健康状況を把握できる体制を整備する必要がある。

○遺体収容体制の整備

- ・平成26年10月和歌山県公表の南海トラフによる地震被害想定では、死者数は約6,900人と想定されており、遺体収容場所の選定や遺体の埋葬等、円滑に対応できる体制を整備する必要がある。

《横断的分野》

2) 耐震化・老朽化対策

○市有施設等の整備

- ・飲料水の確保と施設の早期復旧を可能とするため、水道施設の計画的な耐震化を推進する必要がある。（再掲）
- ・本市の水道施設は、経年による老朽化が進行しつつあるため、老朽施設を計画的に更新し、機能向上を図る必要がある。（再掲）
- ・配水管は経年による老朽化が進んでいることから、経年管を更新し、耐震化等に努め、給水の安定化を図る必要がある。（再掲）

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下（推進方針 P. 60）

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、職員に死傷者が発生し、災害対応できない職員が多数発生した、また、市役所庁舎をはじめ、行政関係の施設が被害を受け、一部では機能しない状態となった。

《個別施策分野》

1) 行政施策

○防災体制の整備

- ・市職員一人一人が災害対応を円滑に実施できるよう、御坊市地域防災計画を周知徹底し、初動体制の強化を図る必要がある。（再掲）
- ・市職員の災害対応能力を高めるため、防災訓練等を定期的の実施しており、行政と関係機関が一体となった実践的な防災訓練を継続的に実施していく必要がある。（再掲）
- ・災害が発生した場合、迅速な災害応急対策を実施するために、市民の状況、被害状況など多種多様な情報を収集する必要があることから、情報収集体制を整備・強化する必要がある。

○業務継続体制の整備

- ・平成 27 年 1 月からの業務系システムクラウド化により、データが遠隔地保管され、システムの早期復旧体制が整備されており、今後、現行システムの安定的な運用を維持していくために、様々な検証等を行う必要がある。
- ・非常時優先業務の選定は行っており、今後は庁舎代替施設を想定しての業務継続計画（BCP）を策定する必要がある。

○消防活動体制の整備

- ・平成 25 年 3 月和歌山県公表の南海トラフによる地震・津波浸水想定において、消防庁舎は、30cm 以上 1 m 未満の津波の浸水が予測されており、消防車両や資機材が被害を受けることから、退避するための代替施設を検討する必要がある。

○受援体制の整備

- ・災害の影響が広範囲に及ぶ場合に備え、自治体間の相互応援協定や民間事業者等と協定を締結しており、円滑な応急対策及び復旧対策が実施できるよう、平常時から関係機関との連絡体制の構築等、連携体制の強化を図る必要がある。(再掲)
- ・災害の規模やその様態によっては、広域消防による消防活動が不可欠なことから、和歌山県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊が円滑に活動できるよう、受援体制を整備する必要がある。(再掲)
- ・災害時に迅速かつ有効にボランティア活動ができるよう、災害ボランティアの拠点となる社会福祉協議会と連携し、ボランティアの受援体制を整備する必要がある。(再掲)

○エネルギーの有効活用

- ・平成26年10月和歌山県公表の南海トラフによる地震被害想定では停電率が100%であることから、大規模地震に備え、市有施設への太陽光発電設備等の導入を進める必要がある。

《横断的分野》

2) 耐震化・老朽化対策

○市有施設等の整備

- ・平成28年度末に策定予定としている公共施設等総合管理計画に基づき、全ての公共施設を総合的かつ計画的に管理することで、老朽化した公共施設の安全性の確保を行い、公共施設の適切な維持保全活動に努める必要がある。(再掲)
- ・災害対策本部となる市庁舎が耐震性を有していないため、耐震性を確保する必要がある。(再掲)
- ・公営住宅については、御坊市公営住宅等長寿命化計画に基づき予防保全的な観点から、総合的かつ計画的に管理していく必要がある。
- ・地域の防災拠点や災害時の避難場所に指定されている、学校、保育園、社会教育施設、福祉センター等の市有施設は耐震基準を満たしており、引き続き適切な維持保全を実施していく必要がある。(再掲)

4-1 情報通信機能の麻痺・長期停止による災害情報が伝達できない事態 (推進方針 P. 61)

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、電力供給施設が被災し、情報通信が機能しなくなり、災害情報が必要な者に伝達できない状況となった。

《個別施策分野》

1) 行政施策

○情報通信体制の整備

- ・和歌山県総合防災情報システム等により情報収集し、防災行政無線等によって災害情報を伝達する体制を整備しており、引き続き災害時において情報を迅速に収集・共有・配信できるよう、関係機関と連携強化を図る必要がある。(再掲)
- ・防災行政無線による情報提供の多様化を図るため、現行のアナログ放送のデジタル化を行う必要がある。(再掲)
- ・大規模災害時に備え、県内全域で消防救急無線のデジタル化を共同整備し、情報の収集・伝達体制の効率化を図り、適切な運用を進める必要がある。
- ・地震等による被害や機器の故障等により、情報の途絶が考えられることから、和歌山県防災情報システムの情報通信手段の多重化・複数化を図る必要がある。
- ・災害時には通信規制及び電話回線の損傷等により、一般電話や携帯電話による通信が困難になることが懸念されるため、衛星携帯電話等による情報伝達体制を整備する必要がある。
- ・災害時には、本市 HP への大量のアクセスにより、HP サーバーがダウンするおそれがあるため、キャッシュサイトの整備によりアクセスを分散させるなど、サーバーへの負荷の軽減に努める必要がある。

○エネルギーの有効活用

- ・平成 26 年 10 月和歌山県公表の南海トラフによる地震被害想定では停電率が 100% であることから、大規模地震に備え、市有施設への太陽光発電設備等の導入を進める必要がある。(再掲)

＜関係機関の取組み等＞

(西日本電信電話株式会社)

- ・災害による被害低減のため、電気通信設備等の防災設計の実施に努めている。
- ・災害時においても通信を確保するため、通信網の整備に努めている。

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下 (推進方針 P. 62)

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、道路が寸断し、生産活動に必要な部品の調達等が円滑にできなくなり、事業所の活動が停止した。

《個別施策分野》

4) 産業

○業務継続体制の整備

- ・大規模災害時には業務の継続、早期復旧が難しくなるおそれがあることから、事業者に対して事業継続計画（BCP）策定の必要性を周知する必要がある。
- ・被災者、中小企業者及び農林漁業者等に対し、つなぎ融資の手段を講ずるとともに、あらゆる融資制度を活用して、積極的な資金の融資計画を推進する必要がある。

5) 国土保全

○道路・橋梁の整備

- ・道路が損壊した場合、救助救出活動や避難等に支障が生じるため、引き続き主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び県に働きかける必要がある。（再掲）
- ・本市の緊急輸送道路の1つである近畿自動車道紀勢線は、災害時の医療活動、物資輸送、緊急時の搬送等に重要なルートであることから、関係市町と連携し、近畿自動車道有田－田辺間の4車線化の早期実現に向け、継続して国に対し要望を行う必要がある。（再掲）
- ・平成25年3月和歌山県公表による津波浸水想定では、緊急輸送ルートである国道42号線において湯川・菌・名屋・塩屋・名田地区で、津波による浸水が予測されており、代替輸送ルートを検討する必要がある。（再掲）

○海岸保全の強化

- ・漁港施設において、地震・津波等による災害の防止や、復興時における緊急輸送基地として機能するよう、施設の整備及び機能強化を図る必要がある。（再掲）
- ・日高港については、大規模災害時における緊急輸送港として機能するよう、国、県と連携し、必要な整備や適切な維持管理を行う必要がある。（再掲）

○受援体制の整備

- ・緊急通行車両等の通路確保のため、重機等による障害物の除去作業等を行うための協定を関係機関と締結しており、引き続き訓練等により連携の強化を図る必要がある。（再掲）

5-2 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態 (推進方針 P. 63)

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、金融機関の施設倒壊や電力の供給停止等が起こり、金融サービスが停止することで、経済活動に大きな影響が生じた。

《個別施策分野》

4) 産業

○業務継続体制の整備

- ・大規模災害時において、金融機能が維持できるよう、災害対策の実施を金融機関へ働きかける必要がある。

5-3 食料等の安定供給の停滞（推進方針 P. 64）

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、道路が寸断され、食料等の安定供給ができない事態となった。

《個別施策分野》

1) 行政施策

○避難環境の整備

- ・避難所ポテンシャル調査に基づき設定した備蓄物資の目標数（津波浸水想定区域内人口の12,500人の1日分）には、現状では全ての品目において数量が足りないことから、計画的に備蓄物資の充実を図る必要がある。（再掲）
- ・建物倒壊や浸水等による備蓄物資の滅失や、道路寸断等による支給物資の遅れ等が懸念されることから、備蓄物資を効率的に配送・分配できるよう、分散備蓄体制を整備する必要がある。（再掲）

4) 産業

○農業基盤の整備

- ・農業水利施設が損傷・損壊した場合、農業被害が懸念されることから、平常時より施設の適正な維持管理を実施し、施設の計画的な長寿命化を図る必要がある。

○農業担い手の支援

- ・農業従事者の高齢化や後継者不足により、今後さらに耕作放棄地の増加が懸念されることから、経営安定化や新たな担い手を育成・確保する必要がある。

○業務継続体制の整備

- ・被災者、中小企業者及び農林漁業者等に対し、つなぎ融資の手段を講ずるとともに、あらゆる融資制度を活用して、積極的な資金の融資計画を推進する必要がある。(再掲)
- ・農業協同組合、漁業協同組合等に対して、大規模災害時においても食料等の安定供給ができるよう働きかける必要がある。

5) 国土保全

○道路・橋梁の整備

- ・道路が損壊した場合、救助救出活動や避難等に支障が生じるため、引き続き主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び県に働きかける必要がある。(再掲)
- ・本市の緊急輸送道路の1つである近畿自動車道紀勢線は、災害時の医療活動、物資輸送、緊急時の搬送等に重要なルートであることから、関係市町と連携し、近畿自動車道有田－田辺間の4車線化の早期実現に向け、継続して国に対し要望を行う必要がある。(再掲)
- ・橋梁が損壊した場合、被害の拡大が避けられないことから、計画的な橋梁の耐震化を図る必要がある。(再掲)

○海岸保全の強化

- ・漁港施設において、地震・津波等による災害の防止や、復興時における緊急輸送基地として機能するよう、施設の整備及び機能強化を図る必要がある。(再掲)
- ・日高港については、大規模災害時における緊急輸送港として機能するよう、国、県と連携し、必要な整備や適切な維持管理を行う必要がある。(再掲)

○受援体制の整備

- ・緊急通行車両等の通路確保のため、重機等による障害物の除去作業等を行うための協定を関係機関と締結しており、引き続き訓練等により連携の強化を図る必要がある。(再掲)

≪横断的分野≫

2) 耐震化・老朽化対策

○農業基盤の整備

- ・広域に及ぶ農業水利施設については、耐用年数を経過するものが今後、急速に増加する見通しであることから、施設の老朽化の状態を判断し、必要箇所の部分的な更新、予防保全等の工事を実施する必要がある。

6-1 電気、石油、ガスの供給機能の停止（推進方針 P. 66）

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、電力供給が停止し、道路寸断等により、石油やLPガスの供給も困難になった。

《個別施策分野》

1) 行政施策

○エネルギーの有効活用

- ・平成26年10月和歌山県公表の南海トラフによる地震被害想定では停電率が100%であることから、大規模地震に備え、市有施設への太陽光発電設備等の導入を進める必要がある。（再掲）

＜関係機関の取組み等＞

（関西電力株式会社）

- ・電力施設の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、防災環境の整備に努めている。
- ・災害による断線、電柱の倒壊・折損等による事故防止や電気火災等の電気事故防止のための広報活動等に努めている。

6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止（推進方針 P. 66）

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、浄水場や処理場、管路が破壊されたことで、上下水道等の供給が停止した。

《個別施策分野》

2) 住環境

○排水体制の整備

- ・定期的な機器・水質の点検及び関係機関との協定締結等により、大規模災害に備えており、平成28年度に策定した下水道業務継続計画（BCP）と併せて、対策訓練等により防災力の向上を図る必要がある。（再掲）
- ・下水道施設、ポンプ場等の計画的な設備の整備・管理を行うとともに、大雨時の内水排除や応急対応に必要な防災体制の整備を推進する必要がある。（再掲）

○受援体制の整備

- ・水道施設の円滑かつ早急な復旧を図るための協定を関係機関と締結しており、引き続き訓練等により連携の強化を図る必要がある。
- ・下水道施設機能阻害の一因となる排水設備破損箇所からの汚水管渠への土砂等の流入を迅速に防ぐため、また下水道施設の機能維持及び回復のための応急対策業務の協定を関係機関等と締結しており、引き続き訓練等により連携の強化を図る必要がある。(再掲)

○応急給水体制の強化

- ・地震等の災害が発生した場合の対応については、「水道災害等危機管理マニュアル」を基に年1回応急給水等の訓練を実施し、検証しており、引き続き訓練・検証を重ねマニュアルの見直しを行う必要がある。(再掲)

《横断的分野》

2) 耐震化・老朽化対策

○市有施設等の整備

- ・飲料水の確保と施設の早期復旧を可能とするため、水道施設の計画的な耐震化を推進する必要がある。(再掲)

6-3 地域交通ネットワークが分断する事態（推進方針 P. 68）

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、道路、鉄道施設、港湾施設等の交通網が使用できない状態となった。

《個別施策分野》

5) 国土保全

○道路・橋梁の整備

- ・道路が損壊した場合、救助救出活動や避難等に支障が生じるため、引き続き主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び県に働きかける必要がある。(再掲)
- ・本市の緊急輸送道路の1つである近畿自動車道紀勢線は、災害時の医療活動、物資輸送、緊急時の搬送等に重要なルートであることから、関係市町と連携し、近畿自動車道有田－田辺間の4車線化の早期実現に向け、継続して国に対し要望を行う必要がある。(再掲)

○海岸保全の強化

- ・漁港施設において、地震・津波等による災害の防止や、復興時における緊急輸送基地として機能するよう、施設の整備及び機能強化を図る必要がある。（再掲）
- ・日高港については、大規模災害時における緊急輸送港として機能するよう、国、県と連携し、必要な整備や適切な維持管理を行う必要がある。（再掲）

○受援体制の整備

- ・緊急通行車両等の通路確保のため、重機等による障害物の除去作業等を行うための協定を関係機関と締結しており、引き続き訓練等により連携の強化を図る必要がある。（再掲）

7-1 海上・臨海部の広域複合災害の発生（推進方針 P. 69）

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、臨海部に位置する発電施設等のタンクが損壊し、火災や爆発を起こすとともに、船舶や漂流物が津波によって流され、大規模な延焼を引き起こした。

＜個別施策分野＞

1) 行政施策

○危険物施設等の安全対策

- ・危険物施設等に対し、消防職員の立入り検査や自衛消防隊・県・警察・海上保安部等との合同訓練を継続して実施し、防災・減災体制の充実強化を図る必要がある。

5) 国土保全

○海岸保全の強化

- ・臨海部の複合災害については、津波漂流物による二次災害が予測されることから、県と連携し、放置船等の移動指導を推進していく必要がある。

＜関係機関の取組み等＞

（関西電力株式会社 御坊発電所）

- ・津波の影響により燃料タンクが滑動・浮動し、燃料等が海上に流出するリスクを低減させるため、滑動対策として、燃料タンクの緊急遮断弁を遠隔操作化するとともに、浮動対策として、燃料タンクの貯油量を高レベル運用している。

7-2 ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生（推進方針 P. 69）

シナリオ

南海トラフ巨大地震や異常気象による集中豪雨等により、大規模な山腹崩壊が発生し、椿山ダムに大量の土砂等が流入することで、洪水調整機能が低下し、市域において洪水被害が発生した。また、豪雨等によりため池の堤体が決壊する事態となった。

《個別施策分野》

4) 産業

○農業基盤の整備

- ・農業用水確保のため、ため池が利用されているものの、老朽化が激しいため、決壊による被害の防止を図るよう整備を継続するとともに、県営事業など国庫補助事業制度を活用し整備を促進する必要がある。（再掲）

5) 国土保全

○土砂災害の防止

- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策基本指針の変更（H27. 1. 16）に基づき、危険対象箇所において土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査を行っており、調査の完了及び、県市一体となった土砂災害警戒区域等の周知及び警戒避難体制を整備する必要がある。（再掲）

○河川等管理体制の強化

- ・市街地への浸水を防止するため、県及び関係機関と協力して河川の改修、堤防や護岸等の河川構造物の改築・改良、水門・ポンプ場の整備を推進する必要がある。（再掲）

《横断的分野》

1) リスクコミュニケーション

○地域防災力の向上

- ・ため池が決壊した場合の被害の低減のため、ため池ハザードマップを作成し、HP に掲載しているが、他のハザードマップと併用しながら、市民の防災意識の向上に努める必要がある。（再掲）

7-3 有害物質の大規模拡散・流出（推進方針 P. 70）

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、有害物質の貯蔵施設が損壊。有害物質が大気中や、河川、海に流出・拡散し、大気や河川、海上の汚染等の被害が発生した。

《個別施策分野》

1) 行政施策

○危険物施設等の安全対策

- ・危険物施設等に対し、消防職員の立入り検査や自衛消防隊との合同訓練を継続して実施し、災害の発生・拡大防止を図る必要がある。

《横断的分野》

1) リスクコミュニケーション

○企業・事業所の防災力の向上

- ・危険物施設等の管理者に対し、講習会並びに研修会などの保安教育を継続して実施することにより、保安管理の向上を図る必要がある。

8-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態**（推進方針 P. 70）**

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、大量の瓦礫が発生した。また、廃棄物処理施設が被災したため、処理が追いつかず、復旧・復興が大幅に遅れる事態となった。

《個別施策分野》

2) 住環境

○災害廃棄物対策

- ・災害時のごみの仮置場、一時保管場所について、災害時における様々な土地利用を踏まえ、事前に候補地を選定しておく必要がある。
- ・災害時のごみを適切に処理し、被災地の生活や復旧・復興に支障が出ないよう、県及び関係機関との連携体制を整備する必要がある。

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う資源等の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態（推進方針 P. 71）

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、瓦礫が大量に内陸部まで流されてきた。緊急輸送道路等の道路啓開作業等を行う人材や重機を投入するも、被害が広範囲に及ぶ中、建設業者等も多数被災していることから、処理が追いつかない事態となり、復旧・復興が大幅に遅れる原因となった。

《個別施策分野》

1) 行政施策

○受援体制の整備

- ・ 災害の影響が広範囲に及ぶ場合に備え、自治体間の相互応援協定や民間事業者等と協定を締結しており、円滑な応急対策及び復旧対策が実施できるよう、平常時から関係機関との連絡体制の構築等、連携体制の強化を図る必要がある。（再掲）
- ・ 自衛隊等の応援部隊の人員・資機材・物資・集積に必要となる受入れ拠点及び活動拠点を選定する必要がある。（再掲）
- ・ 災害時に迅速かつ有効にボランティア活動ができるよう、災害ボランティアの拠点となる社会福祉協議会と連携し、ボランティアの受援体制を整備する必要がある。（再掲）

2) 住環境

○人材の確保

- ・ 災害により被災した建築物及び宅地からの二次災害を防止、軽減するために、応急危険度判定を速やかに行えるよう、県及び判定士との連携強化を図る必要がある。
- ・ 災害時における住家の被害認定調査に係る協力のための協定を関係機関と締結しており、引き続き訓練等により連携の強化を図る必要がある。

5) 国土保全

○受援体制の整備

- ・ 緊急通行車両等の通路確保のため、重機等による障害物の除去作業等を行うための協定を関係機関と締結しており、引き続き訓練等により連携の強化を図る必要がある。（再掲）

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態（推進方針 P. 72）

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、長期の避難生活を余儀なくされ、地域のコミュニティが崩壊した。それらの被災地域では空き家への侵入、窃盗などの治安の悪化によって、復旧・復興が遅れる事態となった。

《個別施策分野》

1) 行政施策

○社会秩序の維持

- ・治安の悪化が懸念されることから、住民による犯罪抑止の見守りが必要であるため、自主防災組織に対して出前講座等により啓発を行う必要がある。

2) 住環境

○住宅対策

- ・応急仮設住宅の建設用地について、災害時における様々な土地利用を踏まえ、事前に候補地を選定しておく必要がある。

3) 保健医療・福祉

○保健・医療体制の整備

- ・災害のショックや避難所生活の長期化等により、被災者にとっては極度の精神疲労が予想されるため、精神面へのケアができる体制を整備する必要がある。

○健康・福祉のまちづくりの推進

- ・避難所において、認知症の症状が悪化する等の二次被害が懸念されることから、認知症サポーター養成講座等を活用しながら、認知症に対する正しい理解の普及・啓発を行い、被害の低減を図る必要がある。

5) 国土保全

○地籍調査の推進

- ・地籍調査の進捗率が 54.8%（H27）と約半分であり、災害発生後の復旧・復興の遅れにつながることを懸念されるため、地籍調査を順次実施する必要がある。

第3節 脆弱性の評価のポイント

(1) ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせと重点化

大規模自然災害に対して、防災施設の整備、道路の整備、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて、早急に取り組んでいく必要があり、そのためには、施策の重点化を図りつつ、計画的に施策を推進していく必要がある。

(2) 国、県、市民、民間等との連携

国土強靱化を推進していくためには、国・県・市民・民間事業者等と連携、協力していくことが重要である。

第4章 国土強靱化の推進方針

第3章で示した脆弱性の分析・評価を踏まえ、強靱化の推進方針を決定し、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに推進方針をとりまとめた“プログラムごとの推進方針”を第1節に、「施策分野」ごとに推進方針をとりまとめた“施策分野ごとの推進方針”を第2節に示した。また、“市のみでは対応が困難な課題”を第3節に示した。

第1節 プログラムごとの推進方針

プログラムごとの推進方針は下記のとおりである。

1-1 建物倒壊や火災による多数の死傷者の発生（脆弱性の評価 P. 12）

シナリオ

南海トラフ巨大地震が発生し、市内で最大震度7を観測した。その直後に、市内各地で建物倒壊や火災が起こり、道路が寸断する地域も出たため、多くの死傷者が発生した。

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
《個別施策分野》 1) 行政施策 ○防災体制の整備 - 市職員の初動体制の強化を図る。 - 行政、関係機関が一体となった実践的な防災訓練を実施する。 ○消防活動体制の整備 - 消防職員、消防団員の訓練を実施するとともに、装備品の充実強化を図る。 - 事業所等の協力を得て消防団員の確保に努める。 - 火災による被害発生箇所が多数に及ぶ場合に備え、計画的に消防車両等の整備、効果的に耐震性防火水槽の設置を行う。 - 地震による火災でさらに被害が大きくなることから、市民に対し、火災予防の啓発を行う。 ○情報通信体制の整備 - 道路、橋梁等の被害情報の収集訓練等により、関係機関との伝達体制の強化を図る。		
	【防災】 防災計画の見直し・周知実施中（H26） 【防災】 実践的な防災訓練 実施中	実施（随時） 継続（毎年度）
	【消防】 消防訓練の実施 実施中	継続（毎年度）
	【消防】 消防団員数 222名（H28）	人員確保（条例定数230名）（随時）
	【消防】 消防施設整備事業 消防車両更新 耐震性防火水槽 37基（H27）	継続（毎年度） 継続（2年に1基設置）
	【消防】 火災予防対策事業	継続（毎年度）

第4章 国土強靱化の推進方針

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
○受援体制の整備 ・災害時に円滑な応急対策及び復旧対策が実施されるよう、自治体間や民間事業者との連絡体制の構築、連携強化を図るとともに受援計画を策定する。 ・和歌山県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊が円滑に活動できるよう受援体制を整備する。	【防災】協定の締結 締結済 ・自治体間の相互応援協定の締結 ・民間事業者との応急対策協定の締結 ・受援計画の策定 【消防】緊急消防援助隊受援計画の策定	
2) 住環境 ○空き家の対策 ・空き家住宅等の実態調査を実施する。 ・空き家住宅等調査資料により対策計画を策定する。	【都建】空き家再生等推進事業調査完了（H28） 【都建】空き家等対策計画の策定	策定完了（H29）
3) 保健医療・福祉 ○避難行動要支援者等に対する支援体制の整備 ・避難行動要支援者名簿を作成・更新する。 ・福祉避難所の指定数を増やすための方策を検討する。	【健福】避難行動要支援者名簿の更新 1回／年（H27） 【健福・社福・介福】福祉避難所の指定数 1か所（H27）	継続（毎年度） 指定（随時）
＜横断的分野＞ 1) リスクコミュニケーション ○地域防災力の向上 ・各家庭における防災・減災対策を進めるため、市民に対し住宅の耐震化、家具の固定、避難の重要性等の防災啓発を行う。 ・地域住民等による応急活動や救護活動が必要となるため、救命講習会・出前講座等を実施する。 ・火災の被害軽減を図るため、自主防災組織と消防団との連携体制を整備する。 ○火災予防体制の整備 ・防火意識や初期消火能力の向上のため、市民に対し講習会や消防訓練を実施する。	【防災】出前講座の実施 実施中 【消防】救急講習会・出前講座の実施 実施中 【防災・消防】自主防災組織による訓練実施 実施中 【消防】火災予防対策事業 実施中（H27）	継続（毎年度） 継続（毎年度） 継続（毎年度） 継続（毎年度）

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
2) 耐震化・老朽化対策 ○市有施設等の整備 - 公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の適切な維持保全活動に努める。 ○住宅・建築物の耐震化 - 地域住民に対して、耐震診断や改修の必要性及びそれらに対する支援制度の周知を行う。 - 家具転倒防止金具を設置しようとする高齢者や障がい者等に対し、設置費用及び金具費用について上限を設け補助を行う。	【財政】 公共施設等総合管理計画策定事業 策定中（H28） 【教育】 湯川中学校改築事業 校舎・屋内運動場改築完了（H27） 【教育】 学校教育施設耐震補強事業完了（H28） 【介福】 福祉センター改修 完了（H26） 【都建】 住宅の耐震化率 74.3%（H27） 木造住宅耐震診断委託事業 住宅耐震診断補助金（非木造） 住宅耐震改修設計補助金 住宅耐震改修設計審査委託事業 住宅耐震化促進事業補助金（県費、国費） 住宅耐震化促進事業（耐震ベッド、耐震シェルター） 実施中	維持保全（毎年度） 95%（H32） 実施（随時）

1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災（脆弱性の評価 P. 14）

シナリオ

南海トラフ巨大地震が発生し、市内で最大震度7を観測した。耐震化が不十分な店舗、旅館、学校、老人ホーム等の不特定多数の方が利用する施設の倒壊・火災が発生し、多くの死傷者が発生した。

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
《個別施策分野》 1) 行政施策 ○学校等防災体制の整備 - 幼稚園及び保育園において、園児及び教職員が円滑に避難できるよう、防災教育や防災訓練を継続して実施する。 - 小・中学校において、児童・生徒が自ら積極的に行動を起こすことができるよう、防災教育や防災訓練を継続して実施する。	【教育】 防災教育・訓練の実施 幼稚園・保育園実施中 【教育】 防災教育・訓練の実施 小・中学校実施中（H27）	継続（毎年度） 継続（毎年度）

第4章 国土強靱化の推進方針

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
＜横断的分野＞ 1) リスクコミュニケーション ○地域防災力の向上 ・地域住民等による応急活動や救護活動が必要となるため、救命講習会・出前講座等を実施する。（再掲） ○企業・事業所の防災力の向上 ・民間事業者に対し、出前講座や防災訓練等を実施し、事業所等での自主的防災体制の整備を促進する。	【消防】 救急講習会・出前講座の実施 実施中 【消防】 出前講座・防災訓練の実施 実施中（H27）	継続（毎年度） 継続（毎年度）
2) 耐震化・老朽化対策 ○市有施設等の整備 ・公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の適切な維持保全活動に努める。（再掲） ・市庁舎の耐震性を確保するため、建て替えに向けて事業規模や事業費について検討する。	【財政】 公共施設等総合管理計画策定事業 策定中（H28） 【教育】 湯川中学校改築事業 校舎・屋内運動場改築完了（H27） 【教育】 学校教育施設耐震補強事業完了（H28） 【介福】 福祉センター改修完了（H26）	維持保全（毎年度）

1-3 大規模津波による多数の死傷者・行方不明者の発生（脆弱性の評価 P. 15）

シナリオ

南海トラフ巨大地震の発生後、沿岸部に津波が襲来し、市域の内陸部まで到達した。逃げ遅れ等による多数の死傷者・行方不明者が発生した。

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
＜個別施策分野＞ 1) 行政施策 ○防災体制の整備 ・県、自衛隊、警察等の関係機関との連携強化のため、合同訓練を実施する。 ・市民が安全かつ迅速に津波から避難できるよう、津波避難訓練を継続して実施する。 ・近隣町の避難場所へも円滑に避難できるよう、近隣町との連携を強化する。	【防災】 合同訓練の実施 実施中 【防災】 津波避難訓練の実施 実施中 【防災】 日高郡内相互応援協定の締結 締結済（H28）	継続（毎年度） 継続（毎年度）

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
○学校等防災体制の整備 - 幼稚園及び保育園において、園児及び教職員が円滑に避難できるよう、防災教育や防災訓練を継続して実施する。（再掲） - 小・中学校において、児童・生徒が自ら積極的に行動を起こすことができるよう、防災教育や防災訓練を継続して実施する。（再掲）	【教育】防災教育・訓練の実施 幼稚園・保育園実施中 【教育】防災教育・訓練の実施 小・中学校実施中（H27）	継続（毎年度） 継続（毎年度）
○避難環境の整備 - 津波避難施設の建設、津波避難ビルの指定を行う。 - 地域住民等が津波から円滑に避難できるよう、津波避難誘導看板等を設置する。 - 停電時の夜間においても円滑に避難できるよう、避難路や避難場所にソーラー式 LED 避難誘導灯を設置する。 - 安全かつ確実に津波からの避難が可能となるよう、特定避難路を検討し、県に提案を行う。 - 地域住民のそれぞれが主体として意識をもち、自主的な避難所運営が行えるよう、避難所運営マニュアルに基づき、避難所運営訓練（HUG）等を実施する。	【防災】津波避難困難地域解消事業 緊急事業計画の策定中（H28） 津波避難困難地域 35.5ha（H28） 【防災】津波避難誘導サインの設置 設置率 52.2%（H28） 津波避難所表示看板の設置 設置率 44.2%（H28） 【防災】避難誘導灯設備事業 避難誘導灯の設置率 52.2%（H28） 【防災・社福・教育・生涯】 避難所運営訓練（HUG）の実施 実施中	0 ha（H31） 100%（H30） 100%（H30） 100%（H30） 継続（毎年度）
○情報通信体制の整備 - 災害情報を迅速に収集・共有・配信できるよう、県など関係機関と連携強化を図るため、情報伝達訓練を実施する。 - 防災行政無線のデジタル化を行う。 - J-ALERT・和歌山県総合防災情報システムの L-ALERT 機能による避難勧告等の情報発信やエリアメール、緊急速報メールによる緊急情報の発信を継続する。	【防災】情報伝達訓練の実施 実施中 【総務】防災行政無線放送施設固定系デジタル化事業 開始（H29） 【防災】エリアメール、緊急速報メールによる情報提供 実施中	継続（毎年度） 基地局の更新完了（H32） 継続（毎年度）

第4章 国土強靱化の推進方針

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
○受援体制の整備 ・災害時に円滑な応急対策及び復旧対策が実施されるよう、自治体間や民間事業者との連絡体制の構築、連携強化を図るとともに受援計画を策定する。（再掲）	【防災】協定の締結 締結済 ・自治体間の相互応援協定の締結 ・民間事業者との応急対策協定の締結 ・受援計画の策定	
3) 保健医療・福祉 ○保健・医療体制の整備 ・関係機関合同の災害医療救護訓練により、連携体制の充実強化を図る。 ○避難行動要支援者等に対する支援体制の整備 ・避難行動要支援者名簿を作成・更新する。（再掲） ・福祉避難所の指定数を増やすための方策を検討する。（再掲） ○健康・福祉のまちづくりの推進 ・災害発生時において、一人でも多くの人が自力で避難できるよう、健康づくりを推進する。	【健福・消防】災害医療救護訓練の実施 実施中 【健福】避難行動要支援者名簿の更新 1回／年（H27） 【健福・社福・介福】福祉避難所の指定数 1か所（H27） 【健福】健康増進事業 PR事業・健康教室等の実施 実施中 【介福】介護予防事業 実施中	継続（毎年度） 継続（毎年度） 指定（随時） 継続（毎年度） 継続（毎年度）
5) 国土保全 ○海岸保全の強化 ・海岸保全施設等の整備を促進するよう県及び国に働きかける。 ・地震・津波等による災害の防止や、復興時における緊急輸送基地として機能するよう、漁港施設の機能強化を図る。 ○河川等管理体制の強化 ・県及び関係機関と協力して河川及び河川管理施設の整備を推進する。 ・災害時における適切な対応と判断力の向上のため、水門等の開閉訓練を実施する。	【農林】塩屋漁港施設機能強化事業 進捗率0%（H27） 漁港海岸保全施設老朽化対策事業 進捗率0%（H27） 水産物供給基盤機能保全事業（水産基盤ストックマネジメント事業） 進捗率100%（H28） 市単独漁港整備事業 【都建】開閉訓練の実施 1回／月	100%（H29） 100%（H30） 整備継続（随時） 継続（毎年度）

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
＜横断的分野＞ 1) リスクコミュニケーション ○地域防災力の向上 ・地域住民に対して、津波防災マップの周知を図り、市民の防災意識の向上に努める。 ・地域ごとの津波避難マニュアルの策定を推進する。 ・災害時における、観光客の安全確保に向けた取組みを実施する。 ○企業・事業所の防災力の向上 ・南海トラフ地震防災規程の作成が必要な事業者に対し、引き続き作成の指導を行う。	【防災】出前講座の実施 実施中 【防災】地域防災力向上事業 津波避難マニュアルの策定中 1 地区 (H28) 【消防】南海トラフ地震防災規程の作成 作成率 91% (H28)	継続（毎年度） 全地区マニュアル策定 (H31) 指導継続（毎年度）

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水（脆弱性の評価 P. 19）

シナリオ

異常気象等による集中豪雨により、日高川の堤防の越水もしくは決壊が起こり多数の死傷者が発生した。大量の水が市街地まで流入し、市域が広範囲にわたって長期間浸水する事態となった。

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
＜個別施策分野＞ 1) 行政施策 ○防災体制の整備 ・県、自衛隊、警察等の関係機関との連携強化のため、合同訓練を実施する。（再掲） ・近隣町の避難場所へも円滑に避難できるよう、近隣町との連携を強化する。（再掲） ・市民一人一人が適切な避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供する。 ○市街地等の浸水対策 ・集中豪雨による市街地等への浸水を防止するため、日高川水系河川整備計画に基づき県と連携し河川整備事業を推進する。 ・市街地への浸水時に住民自ら迅速に対応できるよう、土嚢ステーションを整備する。	【防災】合同訓練の実施 実施中 【防災】日高郡内相互応援協定の締結 締結済 (H28) 【防災】HP・広報掲載・出前講座の実施 実施中 【防災】地域防災力向上事業 土嚢ステーションの整備 検討中 (H28)	継続（毎年度） 継続（毎年度） 整備 (H30)

第4章 国土強靱化の推進方針

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
○情報通信体制の整備 ・災害情報を迅速に収集・共有・配信できるよう、県など関係機関と連携強化を図るため、情報伝達訓練を実施する。（再掲） ・道路、橋梁等の被害情報の収集訓練等により、伝達体制の強化を図る。（再掲）	【防災】情報伝達訓練の実施 実施中	継続（毎年度）
2) 住環境 ○排水体制の整備 ・下水道施設、ポンプ場等の整備・管理を行うとともに、防災体制の整備を推進する。 ・排水ポンプ等の操作訓練と作動点検を実施する。	【下水道】上川ポンプ場更新事業 実施中 【下水道】排水ポンプ等の操作訓練と作動点検の実施 2回／月	完了（H30） 継続（毎年度）
5) 国土保全 ○河川等管理体制の強化 ・県及び関係機関と協力して河川及び河川管理施設の整備を推進する。（再掲）		
《横断的分野》 1) リスクコミュニケーション ○地域防災力の向上 ・地域住民に対して、大雨によって日高川が氾濫した場合の浸水想定区域図の周知を図り、市民の防災意識の向上に努める。	【都建】HP 掲載・出前講座の実施 実施中	継続（毎年度）

1-5 大規模な土砂災害等による道路の寸断（脆弱性の評価 P. 20）

シナリオ

南海トラフ巨大地震や集中豪雨による地盤の緩みが原因で土砂災害が発生し、道路が寸断する地域が発生した。

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
《個別施策分野》 1) 行政施策 ○情報通信体制の整備 ・災害情報を迅速に収集・共有・配信できるよう、県など関係機関と連携強化を図るため、情報伝達訓練を実施する。（再掲）	【防災】情報伝達訓練の実施 実施中	継続（毎年度）
4) 産業 ○農業基盤の整備 ・ため池の整備を推進する。	【農林】地域ため池総合整備事業 整備率 100%（H28）	整備継続（随時）

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
5) 国土保全 ○道路・橋梁の整備 ・主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び県に働きかける。	【都建】市道駅前道成寺線道路交通安全（歩道設置）事業 進捗率 70% (H28) 市道小松原富安線道路交通安全（歩道設置）事業 進捗率 54% (H28) 市道西郡南尻戸線道路交通安全（歩道設置）事業 進捗率 70% (H28) 市道女学校線道路交通安全（歩道設置）事業 進捗率 55% (H28) 市道舗装修繕事業（国庫補助社会資本総合整備交付金事業） 進捗率 65% (H28) 道路環境整備事業（市単独事業） 道路新設改良事業（市単独事業） 道成寺天田橋線道路改良工事（都市計画街路事業） 市道北塩屋東中道線道路改良事業	100% (H31) 100% (H31) 100% (H29) 100% (H31) 100% (H31)
○土砂災害の防止 ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策基本指針の変更（H27.1.16）に基づき、危険対象箇所において土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査を行っており、県市一体となった土砂災害警戒区域等の周知及び警戒避難体制を整備する。	【都建】県砂防課所管交付金事業による基礎調査の推進 4地区／13地区 調査完了 (H28)	完了（13地区／13地区）(H31)
《横断的分野》 1) リスクコミュニケーション ○地域防災力の向上 ・地域住民に対して、ため池ハザードマップの周知を図るとともに、他のハザードマップと併用しながら市民の防災意識の向上に努める。	【防災・農林】HP掲載・出前講座の実施 実施中	継続（毎年度）

1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

(脆弱性の評価 P. 21)

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波などの影響による情報通信の途絶や、避難勧告等の発表が遅れたことが影響し、住民の避難行動が遅れ、多数の死傷者が発生した。

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
《個別施策分野》 1) 行政施策 ○情報通信体制の整備 ・災害情報を迅速に収集・共有・配信できるよう、県など関係機関と連携強化を図るため、情報伝達訓練を実施する。(再掲) ・防災行政無線のデジタル化を行う。(再掲) ・J-ALERT・和歌山県総合防災情報システムのL-ALERT機能による避難勧告等の情報発信やエリアメール、緊急速報メールによる緊急情報の発信を継続する。(再掲)	【防災】情報伝達訓練の実施 実施中 【総務】防災行政無線放送施設固定系デジタル化事業 開始 (H29) 【防災】エリアメール、緊急速報メールによる情報提供 実施中	継続（毎年度） 基地局の更新完了 (H32) 継続（毎年度）
3) 保健医療・福祉 ○避難行動要支援者等に対する支援体制の整備 ・避難行動要支援者名簿を作成・更新する。(再掲)	【健福】避難行動要支援者名簿の更新 1回/年 (H27)	継続（毎年度）
《横断的分野》 1) リスクコミュニケーション ○地域防災力の向上 ・地域住民に対して、津波防災マップの周知を図り、市民の防災意識の向上に努める。(再掲)	【防災】出前講座の実施 実施中	継続（毎年度）

2-1 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止（脆弱性の評価 P. 22）

シナリオ

南海トラフ巨大地震、津波等により、道路が通行不能となり、物資の輸送が困難な状態となった。このため、食料・飲料水等の物資の不足が生じた。

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
《個別施策分野》 1) 行政施策 ○防災体制の整備 ・県、自衛隊、警察等の関係機関との連携強化のため、合同訓練を実施する。(再掲)	【防災】合同訓練の実施 実施中	継続（毎年度）

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
○受援体制の整備 ・災害時に円滑な応急対策及び復旧対策が実施されるよう、自治体間や民間事業者との連絡体制の構築、連携強化を図るとともに受援計画を策定する。（再掲） ・自衛隊等の応援部隊の人員・資機材・物資・集積に必要となる活動拠点を検討する。 ・物資の供給や一時保管場所、また輸送及び荷さばき業務等に関する協定を締結している関係機関等と、訓練等により連携の強化を図る。 ○避難環境の整備 ・災害発生時に遅滞なく被災者へ支援を行うため、計画的に備蓄物資の充実に努める。 ・備蓄物資を効率的に配送・分配できるよう分散備蓄等を検討する。	【防災】協定の締結 締結済 ・自治体間の相互応援協定の締結 ・民間事業者との応急対策協定の締結 ・受援計画の策定 【防災】協定の締結 締結済 ・物資の供給に関する協定の締結 ・支援物資等の一時保管場所に関する協定の締結 ・輸送及び荷さばき業務等の協力に関する協定の締結 【防災】避難所機能整備事業 実施中 【防災】分散備蓄等の検討 実施中	継続（毎年度） 継続（毎年度）
2) 住環境 ○応急給水体制の強化 ・応急給水等の訓練を実施し、「水道災害等危機管理マニュアル」の見直しを行う。 ・災害時に水の確保ができない場合に備え、近隣市町や関係機関との協力体制の強化を図る。	【水道】水道災害等危機管理マニュアルの改定 改定 【水道】協定の締結 締結済 ・災害救助に必要な物資の供給に関する協定 ・災害時の相互物資援助に関する協定	改定（随時）
3) 保健医療・福祉 ○保健・医療体制の整備 ・和歌山県災害時医薬品等供給マニュアルに基づき、県や関係機関と連携して、医療救護活動に必要な医薬品等の供給体制を整備する。		

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
○海岸保全の強化 - 地震・津波等による災害の防止や、復興時における緊急輸送基地として機能するよう、漁港施設の機能強化を図る。（再掲） - 緊急輸送港として機能するよう国、県と連携し、日高港の整備や適切な維持管理を行う。	【農林】塩屋漁港施設機能強化事業 進捗率 0 % (H27) 漁港海岸保全施設老朽化対策事業 進捗率 0 % (H27) 水産物供給基盤機能保全事業（水産基盤ストックマネジメント事業） 進捗率 100% (H28) 市単独漁港整備事業	100% (H29) 100% (H30) 整備継続（随時）
○受援体制の整備 重機等による障害物の除去作業等を行うための協定を締結している関係機関等と、訓練等により連携の強化を図る。	【都建】協定の締結 締結済 大規模災害発生時における災害応急作業に関する協定書（御坊市建設業協同組合）	
≪横断的分野≫ 1) リスクコミュニケーション ○備蓄の促進 自助・共助・公助の観点から市で行う備蓄のほか、各家庭及び事業所での、水や食料、生活必需品等の備蓄促進を啓発する。	【防災】HP・広報掲載・出前講座の実施 実施中	継続（毎年度）
2) 耐震化・老朽化対策 ○市有施設等の整備 - 市庁舎の耐震性を確保するため、建て替えに向けて事業規模や事業費について検討する。（再掲） - 飲料水の確保と施設の早期復旧を可能とするため、水道施設の耐震化を推進する。	【水道】基幹施設耐震化事業 基幹管路耐震適合率 45.30% (H27) 浄水施設耐震化率 25.81% (H27) 【水道】水道設備更新事業 実施中 【水道】配水管整備事業 石綿管残存延長 約 3,000m (H27)	50% (H33) 100% (H33) 継続（毎年度） 石綿管布設替更新率 100% (H32)

2-2 救急救助、医療活動の機能不全（脆弱性の評価 P. 24）

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、消防等の施設や車両・資機材等に被害が出たことで、救助・救出活動に遅れが生じた。広域的な受援を受けるが、道路の寸断により、必要な物資、燃料等の調達が不足し、受援体制の受入れが思うように進まない状況となった。また、医療機関や医療従事者も被災し、対応が追いつかない状況となった。

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
《個別施策分野》 1) 行政施策 ○防災体制の整備 県、自衛隊、警察等の関係機関との連携強化のため、合同訓練を実施する。（再掲） ○消防活動体制の整備 - 消防職員、消防団員の訓練を実施するとともに、装備品の充実強化を図る。（再掲） - 救助・救出活動が迅速に行えるよう、救助工作車の更新、救助資機材の整備等を実施する。 - 災害対応車両等への優先供給について協定を締結している石油販売事業者や組合との連携を強化し、燃料供給体制の強化を行う。 ○受援体制の整備 - 自衛隊等の応援部隊の人員・資機材・物資・集積に必要となる活動拠点を検討する。（再掲） - ボランティアの受援体制を整備する。 - 和歌山県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊が円滑に活動できるよう受援体制を整備する。（再掲）		
	【防災】 合同訓練の実施 実施中 【消防】 消防訓練の実施 実施中 【消防】 消防施設整備事業 実施中	継続（毎年度） 継続（毎年度） 継続（毎年度）
3) 保健医療・福祉 ○保健・医療体制の整備 - 関係機関合同の災害医療救護訓練により、連携体制の充実強化を図る。（再掲） - 和歌山県災害時医薬品等供給マニュアルに基づき、県や関係機関と連携して、医療救護活動に必要な医薬品等の供給体制を整備する。（再掲） ○業務継続体制の整備 - 病院や福祉施設に対して、事業継続計画（BCP）策定の必要性を周知する。	【健福・消防】 災害医療救護訓練の実施 実施中	継続（毎年度）

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
5) 国土保全 ○道路・橋梁の整備 ・主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び県に働きかける。（再掲）	【都建】市道駅前道成寺線道路交通安全（歩道設置）事業 進捗率 70%（H28） 市道小松原富安線道路交通安全（歩道設置）事業 進捗率 54%（H28） 市道西郡南尻戸線道路交通安全（歩道設置）事業 進捗率 70%（H28） 市道女学校線道路交通安全（歩道設置）事業 進捗率 55%（H28） 市道舗装修繕事業（国庫補助社会資本総合整備交付金事業） 進捗率 65%（H28） 道路環境整備事業（市単独事業） 道路新設改良事業（市単独事業） 道成寺天田橋線道路改良工事（都市計画街路事業） 市道北塩屋東中道線道路改良事業	100%（H31） 100%（H31） 100%（H29） 100%（H31） 100%（H31）
・関係市町と連携し、近畿自動車道有田－田辺間の4車線化の早期実現に向け、継続して国に対し要望を行う。（再掲） ・橋梁の耐震化を図る。（再掲）	【都建】橋梁長寿命化耐震事業（御坊大橋） 御坊大橋耐震化率 21.6%（H27） 橋梁長寿命化定期点検事業 点検率 1%（H27）	100%（H31） 100%（H30）
○海岸保全の強化 ・地震・津波等による災害の防止や、復興時における緊急輸送基地として機能するよう、漁港施設の機能強化を図る。（再掲）	【農林】塩屋漁港施設機能強化事業 進捗率 0%（H27） 漁港海岸保全施設老朽化対策事業 進捗率 0%（H27） 水産物供給基盤機能保全事業（水産基盤ストックマネジメント事業） 進捗率 100%（H28） 市単独漁港整備事業	100%（H29） 100%（H30） 整備継続（随時）
・緊急輸送港として機能するよう国、県と連携し、日高港の整備や適切な維持管理を行う。（再掲）		

2-3 疫病・感染症等の大規模発生（脆弱性の評価 P.27）

シナリオ
南海トラフ巨大地震や津波等により、上下水道施設が損壊し不衛生な状況に陥った。また、避難所において、避難生活の疲れから免疫力が低下し、インフルエンザやノロウイルスといった感染症が拡大した。

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
------	---------	---------

58

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
3) 保健医療・福祉 ○保健・医療体制の整備 ・インフルエンザ等の予防接種率の向上を図る。 ・避難生活の長期化や衛生状態の悪化などによる感染症のリスク拡大を防止するため、家庭でのマスクや手指消毒剤の備蓄など感染症の予防対策の啓発を推進する。 ・健康相談等ができる相談窓口を設置し、被災者等の健康状況を把握できる体制を整備する。 ○遺体収容体制の整備 ・遺体収容場所の選定や遺体の埋葬等、円滑に対応できる体制を整備する。	【健福】子どもインフルエンザ予防接種事業 接種率 48.0% (H27) 65 歳以上インフルエンザ予防接種事業 接種率 64.4% (H27)	70.0% (H33) 70.0% (H33)
《横断的分野》 2) 耐震化・老朽化対策 ○市有施設等の整備 ・飲料水の確保と施設の早期復旧を可能とするため、水道施設の耐震化を推進する。(再掲)	【水道】基幹施設耐震化事業 基幹管路耐震適合率 45.30% (H27) 浄水施設耐震化率 25.81% (H27) 【水道】水道設備更新事業 実施中 【水道】配水管整備事業 石綿管残存延長 約 3,000m(H27)	50% (H33) 100% (H33) 継続（毎年度） 石綿管布設替更新率 100% (H32)

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(脆弱性の評価 P. 29)

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、職員に死傷者が発生し、災害対応できない職員が多数発生した、また、市役所庁舎をはじめ、行政関係の施設が被害を受け、一部では機能しない状態となった。

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
《個別施策分野》 1) 行政施策 ○防災体制の整備 - 市職員の初動体制の強化を図る。(再掲) - 行政、関係機関が一体となった実践的な防災訓練を実施する。(再掲) - 市災害対策本部体制の強化を図る。 ○業務継続体制の整備 - 業務系システムの安定的な運用を維持していくために、様々な検証等を行う。 - 庁舎代替施設を想定した業務継続計画（BCP）を検討する。 ○消防活動体制の整備 - 津波の浸水により、消防車両や資機材が被害を受けることから、退避するための代替施設の検討を行う。 ○受援体制の整備 - 災害時に円滑な応急対策及び復旧対策が実施されるよう、自治体間や民間事業者との連絡体制の構築、連携強化を図るとともに受援計画を策定する。(再掲) - 和歌山県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊が円滑に活動できるよう受援体制を整備する。(再掲) - ボランティアの受援体制を整備する。(再掲) ○エネルギーの有効活用 - 今後、新たに建設する施設について、コスト面等を勘案した上で、太陽光発電設備等の導入を検討する。		
	【防災】 防災計画の見直し・周知実施中（H26） 【防災】 実践的な防災訓練 実施中 【防災】 図上訓練の実施 実施中	実施（随時） 継続（毎年度） 継続（毎年度）
	【防災】 市の業務継続計画（BCP）の検討 【消防】 防災拠点施設整備事業 検討中	
	【防災】 協定の締結 締結済 ・自治体間の相互応援協定の締結 ・民間事業者との応急対策協定の締結 ・受援計画の策定 【消防】 緊急消防援助隊受援計画の策定	

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
《横断的分野》 2) 耐震化・老朽化対策 ○市有施設等の整備 ・公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の適切な維持保全活動に努める。（再掲） ・市庁舎の耐震性を確保するため、建て替えに向けて事業規模や事業費について検討する。（再掲） ・御坊市公営住宅等長寿命化計画に基づき公営住宅の適正な維持管理に努める。	【財政】公共施設等総合管理計画策定事業 策定中（H28） 【教育】湯川中学校改築事業 校舎・屋内運動場改築完了（H27） 【教育】学校教育施設耐震補強事業完了（H28） 【介福】福祉センター改修完了（H26） 【住宅】公営住宅の維持管理 実施中	維持保全（毎年度） 継続（毎年度）

4-1 情報通信機能の麻痺・長期停止による災害情報が伝達できない事態 （脆弱性の評価 P. 31）

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、電力供給施設が被災し、情報通信が機能しなくなり、災害情報が必要な者に伝達できない状況となった。

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
《個別施策分野》 1) 行政施策 ○情報通信体制の整備 ・災害情報を迅速に収集・共有・配信できるよう、県など関係機関と連携強化を図るため、情報伝達訓練を実施する。（再掲） ・防災行政無線のデジタル化を行う。（再掲） ・県内全域で消防救急無線のデジタル化を共同整備し、適切な運用を進める。 ・情報通信手段の多重化・複数化を図る。 ・キャッシュサイトなどの整備によりアクセスを分散させる。	【防災】情報伝達訓練の実施 実施中 【総務】防災行政無線放送施設固定系デジタル化事業 開始（H29） 【消防】消防救急無線デジタル化整備事業 完了（H27） 【総務】防災行政無線放送施設固定系デジタル化事業 開始（H29） 【防災】衛星通信やシステムの Web 化 完了 【防災・消防】衛星携帯電話等による情報伝達体制の整備 完了 【防災・企画】Yahoo と協定の締結 締結済（H28）	継続（毎年度） 基地局の更新完了（H32） 維持管理（毎年度） 基地局の更新完了（H32）

第4章 国土強靱化の推進方針

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
○エネルギーの有効活用 ・今後、新たに建設する施設について、コスト面等を勘案した上で、太陽光発電設備等の導入を検討する。（再掲）		

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下 （脆弱性の評価 P. 32）

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、道路が寸断し、生産活動に必要な部品の調達等が円滑にできなくなり、事業所の活動が停止した。

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
＜個別施策分野＞ 4) 産業 ○業務継続体制の整備 ・商工会議所等との連携や、HP 掲載により、事業者に対して事業継続計画（BCP）策定の必要性を周知する。 ・災害時には、あらゆる融資制度を活用して積極的な資金の融資計画を推進する。		
5) 国土保全 ○道路・橋梁の整備 ・主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び県に働きかける。（再掲）	【都建】市道駅前道成寺線道路交通安全（歩道設置）事業 進捗率 70%（H28） 市道小松原富安線道路交通安全（歩道設置）事業 進捗率 54%（H28） 市道西郡南尻戸線道路交通安全（歩道設置）事業 進捗率 70%（H28） 市道女学校線道路交通安全（歩道設置）事業 進捗率 55%（H28） 市道舗装修繕事業（国庫補助社会資本総合整備交付金事業） 進捗率 65%（H28） 道路環境整備事業（市単独事業） 道路新設改良事業（市単独事業） 道成寺天田橋線道路改良工事（都市計画街路事業） 市道北塩屋東中道線道路改良事業	100%（H31） 100%（H31） 100%（H29） 100%（H31） 100%（H31）

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
・関係市町と連携し、近畿自動車道有田－田辺間の4車線化の早期実現に向け、継続して国に対し要望を行う。（再掲） ・緊急輸送ルートである国道42号線には、津波による浸水が予測されており、代替輸送ルートを検討する。（再掲） ○海岸保全の強化 ・地震・津波等による災害の防止や、復興時における緊急輸送基地として機能するよう、漁港施設の機能強化を図る。（再掲） ○受援体制の整備 ・重機等による障害物の除去作業等を行うための協定を締結している関係機関等と、訓練等により連携の強化を図る。（再掲）	【農林】塩屋漁港施設機能強化事業 進捗率0%（H27） 漁港海岸保全施設老朽化対策事業 進捗率0%（H27） 水産物供給基盤機能保全事業（水産基盤ストックマネジメント事業） 進捗率100%（H28） 市単独漁港整備事業 【都建】協定の締結 締結済 大規模災害発生時における災害応急作業に関する協定書（御坊市建設業協同組合）	100%（H29） 100%（H30） 整備継続（随時）

5-2 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態 （脆弱性の評価 P. 33）

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、金融機関の施設倒壊や電力の供給停止等が起こり、金融サービスが停止することで、経済活動に大きな影響が生じた。

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
《個別施策分野》 4) 産業 ○業務継続体制の整備 ・大規模災害時において、金融機能が維持できるよう、災害対策の実施を金融機関へ働きかける。		

5-3 食料等の安定供給の停滞（脆弱性の評価 P. 33）

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、道路が寸断され、食料等の安定供給ができない事態となった。

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
≪個別施策分野≫ 1) 行政施策 ○避難環境の整備 ・災害発生時に遅滞なく被災者へ支援を行うため、計画的に備蓄物資の充実を図る。（再掲） ・備蓄物資を効率的に配送・分配できるよう分散備蓄等を検討する。（再掲）	【防災】避難所機能整備事業 実施中 【防災】分散備蓄等の検討 実施中	継続（毎年度） 継続（毎年度）
4) 産業 ○農業基盤の整備 ・農業水利施設の長寿命化のため、施設の適正な維持管理を実施する。 ○農業担い手の支援 ・農業の経営安定化や新たな担い手を育成・確保する。 ○業務継続体制の整備 ・災害時には、あらゆる融資制度を活用して積極的な資金の融資計画を推進する。（再掲） ・農業協同組合、漁業協同組合等に対して、大規模災害時においても食料等の安定供給ができるよう働きかける。	【農林】多面的機能支払交付金（農地・水・環境保全向上対策事業）進捗率 35.2%（H27） 基幹水利施設ストックマネジメント事業（名田工区）進捗率 8.4%（H27） 基幹水利施設整備事業 進捗率 100%（H28） 団体営農業基盤整備促進事業 小規模土地改良事業 土地改良施設維持管理適正化事業 【農林】新規就農・経営継承総合支援事業 4名（H28） 経営体育成支援事業 実施中（H27）	100%（H30） 100%（H31） 継続（毎年度） 継続（毎年度）

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
5) 国土保全 ○道路・橋梁の整備 ・主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び県に働きかける。（再掲）	【都建】市道駅前道成寺線道路交通安全（歩道設置）事業 進捗率 70%（H28） 市道小松原富安線道路交通安全（歩道設置）事業 進捗率 54%（H28） 市道西郡南尻戸線道路交通安全（歩道設置）事業 進捗率 70%（H28） 市道女学校線道路交通安全（歩道設置）事業 進捗率 55%（H28） 市道舗装修繕事業（国庫補助社会資本総合整備交付金事業） 進捗率 65%（H28） 道路環境整備事業（市単独事業） 道路新設改良事業（市単独事業） 道成寺天田橋線道路改良工事（都市計画街路事業） 市道北塩屋東中道線道路改良事業	100%（H31） 100%（H31） 100%（H29） 100%（H31） 100%（H31）
・関係市町と連携し、近畿自動車道有田一田辺間の4車線化の早期実現に向け、継続して国に対し要望を行う。（再掲）		
・橋梁の耐震化を図る。（再掲）	【都建】橋梁長寿命化耐震事業（御坊大橋） 御坊大橋耐震化率 21.6%（H27） 橋梁長寿命化定期点検事業 点検率 1%（H27）	100%（H31） 100%（H30）
○海岸保全の強化 ・地震・津波等による災害の防止や、復興時における緊急輸送基地として機能するよう、漁港施設の機能強化を図る。（再掲）	【農林】塩屋漁港施設機能強化事業 進捗率 0%（H27） 漁港海岸保全施設老朽化対策事業 進捗率 0%（H27） 水産物供給基盤機能保全事業（水産基盤ストックマネジメント事業） 進捗率 100%（H28） 市単独漁港整備事業	100%（H29） 100%（H30） 整備継続（随時）
・緊急輸送港として機能するよう国、県と連携し、日高港の整備や適切な維持管理を行う。（再掲）		
○受援体制の整備 ・重機等による障害物の除去作業等を行うための協定を締結している関係機関等と、訓練等により連携の強化を図る。（再掲）	【都建】協定の締結 締結済 大規模災害発生時における災害応急作業に関する協定書（御坊市建設業協同組合）	

第4章 国土強靱化の推進方針

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
<<横断的分野>> 2) 耐震化・老朽化対策 ○農業基盤の整備 ・広域に及ぶ農業水利施設の老朽化の状態を判断し、更新・予防保全等に努める。	【農林】基幹水利施設整備事業 進捗率 100%（H28）	

6-1 電気、石油、ガスの供給機能の停止（脆弱性の評価 P. 35）

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、電力供給が停止し、道路寸断等により、石油やLP ガスの供給も困難になった。

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
<<個別施策分野>> 1) 行政施策 ○エネルギーの有効活用 ・今後、新たに建設する施設について、コスト面等を勘案した上で、太陽光発電設備等の導入を検討する。（再掲）		

6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止（脆弱性の評価 P. 35）

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、浄水場や処理場、管路が破壊されたことで、上下水道等の供給が停止した。

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
<<個別施策分野>> 2) 住環境 ○排水体制の整備 ・下水道業務継続計画（BCP）を策定し、対策訓練等により防災力の向上を図る。（再掲） ・下水道施設、ポンプ場等の整備・管理を行うとともに、防災体制の整備を推進する。（再掲） ○受援体制の整備 ・水道施設の円滑かつ早急な復旧を図るための協定を締結している関係機関等と、訓練等により連携の強化を図る。	【下水道】下水道業務継続計画（BCP）の策定 策定済（H28） 【下水道】上川ポンプ場更新事業 実施中 【水道】協定の締結 締結済 水道災害に関する応援協定（御坊市管工事競合組合）	更新（随時） 完了（H30）

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
・下水道施設の機能維持及び回復のための応急対策業務等の協定を締結している関係機関等と、訓練等により連携の強化を図る。（再掲） ○応急給水体制の強化 ・応急給水等の訓練を実施し、「水道災害等危機管理マニュアル」の見直しを行う。（再掲）	【下水道】協定の締結 締結済 災害時における応急対策業務に関する協定書(日高環境衛生協同組合) 災害時における排水設備緊急修理修繕業務に関する協定書（御坊市管工事業協同組合） 農業災害対策応援協定 【水道】水道災害等危機管理マニュアルの改定 改定	改定（随時）
《横断的分野》 2) 耐震化・老朽化対策 ○市有施設等の整備 ・飲料水の確保と施設の早期復旧を可能とするため、水道施設の耐震化を推進する。（再掲）	【水道】基幹施設耐震化事業 基幹管路耐震適合率 45.30% (H27) 浄水施設耐震化率 25.81% (H27) 【水道】水道設備更新事業 実施中 【水道】配水管整備事業 石綿管残存延長 約 3,000m(H27)	50% (H33) 100% (H33) 継続（毎年度） 石綿管布設替更新率 100% (H32)

6-3 地域交通ネットワークが分断する事態（脆弱性の評価 P. 36）

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、道路、鉄道施設、港湾施設等の交通網が使用できない状態となった。

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
≪個別施策分野≫ 5) 国土保全 ○道路・橋梁の整備 ・主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び県に働きかける。（再掲） ○海岸保全の強化 ・地震・津波等による災害の防止や、復興時における緊急輸送基地として機能するよう、漁港施設の機能強化を図る。（再掲） ・緊急輸送港として機能するよう国、県と連携し、日高港の整備や適切な維持管理を行う。（再掲）	【都建】市道駅前道成寺線道路交通安全（歩道設置）事業 進捗率 70%（H28） 市道小松原富安線道路交通安全（歩道設置）事業 進捗率 54%（H28） 市道西郡南尻戸線道路交通安全（歩道設置）事業 進捗率 70%（H28） 市道女学校線道路交通安全（歩道設置）事業 進捗率 55%（H28） 市道舗装修繕事業（国庫補助社会資本総合整備交付金事業） 進捗率 65%（H28） 道路環境整備事業（市単独事業） 道路新設改良事業（市単独事業） 道成寺天田橋線道路改良工事（都市計画街路事業） 市道北塩屋東中道線道路改良事業 【農林】塩屋漁港施設機能強化事業 進捗率 0%（H27） 漁港海岸保全施設老朽化対策事業 進捗率 0%（H27） 水産物供給基盤機能保全事業（水産基盤ストックマネジメント事業） 進捗率 100%（H28） 市単独漁港整備事業	100%（H31） 100%（H31） 100%（H29） 100%（H31） 100%（H31） 100%（H29） 100%（H30） 整備継続（随時）

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
○受援体制の整備 重機等による障害物の除去作業等を行うための協定を締結している関係機関等と、訓練等により連携の強化を図る。（再掲）	【都建】協定の締結 締結済 大規模災害発生時における災害応急作業に関する協定書（御坊市建設業協同組合）	

7-1 海上・臨海部の広域複合災害の発生（脆弱性の評価 P. 37）

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、臨海部に位置する発電施設等のタンクが損壊し、火災や爆発を起こすとともに、船舶や漂流物が津波によって流され、大規模な延焼を引き起こした。

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
《個別施策分野》 1) 行政施策 ○危険物施設等の安全対策 防災・減災体制の充実強化のため、危険物施設等に対し、消防職員の立入り検査や関係機関等との合同訓練を継続して実施する。	【消防】合同訓練の実施 実施中	継続（毎年度）
5) 国土保全 ○海岸保全の強化 県と連携し、放置船等の移動指導を推進していく。		

7-2 ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

（脆弱性の評価 P. 38）

シナリオ

南海トラフ巨大地震や異常気象による集中豪雨等により、大規模な山腹崩壊が発生し、椿山ダムに大量の土砂等が流入することで、洪水調整機能が低下し、市域において洪水被害が発生した。また、豪雨等によりため池の堤体が決壊する事態となった。

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
《個別施策分野》 4) 産業 ○農業基盤の整備 ため池の整備を推進する。（再掲）	【農林】地域ため池総合整備事業 整備率 100%（H28）	整備継続（随時）
5) 国土保全 ○土砂災害の防止 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策基本指針の変更（H27. 1. 16）に基づき、危険対象箇所において土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査を行っており、県市一体となった土砂災害警戒区域等の周知及び警戒避難体制を整備する。（再掲）	【都建】県砂防課所管交付金事業による基礎調査の推進 4 地区／13 地区 調査完了（H28）	完了（13 地区／13 地区）（H31）

第4章 国土強靱化の推進方針

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
○河川等管理体制の強化 県及び関係機関と協力して河川及び河川管理施設の整備を推進する。（再掲）		
《横断的分野》 1) リスクコミュニケーション ○地域防災力の向上 地域住民に対して、ため池ハザードマップの周知を図るとともに、他のハザードマップと併用しながら市民の防災意識の向上に努める。（再掲）	【防災・農林】HP掲載・出前講座の実施 実施中	継続（毎年度）

7-3 有害物質の大規模拡散・流出（脆弱性の評価 P. 39）

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、有害物質の貯蔵施設が損壊。有害物質が大気中や、河川、海に流出・拡散し、大気や河川、海上の汚染等の被害が発生した。

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
《個別施策分野》 1) 行政施策 ○危険物施設等の安全対策 防災・減災体制の充実強化のため、危険物施設等に対し、消防職員の立入り検査や関係機関等との合同訓練を継続して実施する。（再掲）	【消防】合同訓練の実施 実施中	継続（毎年度）
《横断的分野》 1) リスクコミュニケーション ○企業・事業所の防災力の向上 危険物施設等の保安全管理体制の向上を図る。	【消防】講習会及び研修会の実施 実施中	継続（毎年度）

8-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（脆弱性の評価 P. 39）

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、大量の瓦礫が発生した。また、廃棄物処理施設が被災したため、処理が追いつかず、復旧・復興が大幅に遅れる事態となった。

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
《個別施策分野》 2) 住環境 ○災害廃棄物対策 - 災害時のごみの仮置場、一時保管場所について、災害時における様々な土地利用を踏まえ、事前に候補地を検討する。 - 災害時のごみを適切に処理し、被災地の生活や復旧・復興に支障が出ないように、県及び関係機関との連携体制を整備する。		

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う資源等の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態（脆弱性の評価 P. 40）

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、瓦礫が大量に内陸部まで流されてきた。緊急輸送道路等の道路啓開作業等を行う人材や重機を投入するも、被害が広範囲に及ぶ中、建設業者等も多数被災していることから、処理が追いつかない事態となり、復旧・復興が大幅に遅れる原因となった。

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
《個別施策分野》 1) 行政施策 ○受援体制の整備 ・災害時に円滑な応急対策及び復旧対策が実施されるよう、自治体間や民間事業者との連絡体制の構築、連携強化を図るとともに受援計画を策定する。（再掲） ・自衛隊等の応援部隊の人員・資機材・物資・集積に必要な活動拠点を検討する。（再掲） ・ボランティアの受援体制を整備する。（再掲）	【防災】協定の締結 締結済 ・自治体間の相互応援協定の締結 ・民間事業者との応急対策協定の締結 ・受援計画の策定	
2) 住環境 ○人材の確保 ・応急危険度判定を速やかに行えるよう、県及び判定士との連携強化を図る。 ・災害時における住家の被害認定調査に係る協力のための協定を関係機関と締結しているが、訓練等により連携の強化を図る。	【防災】協定の締結 締結済 ・災害時における住家の被害認定に関する協定（和歌山県建築士事務所協会、和歌山県建築士会、日本建築家協会）	
5) 国土保全 ○受援体制の整備 ・重機等による障害物の除去作業等を行うための協定を締結している関係機関等と、訓練等により連携の強化を図る。（再掲）	【都建】協定の締結 締結済 大規模災害発生時における災害応急作業に関する協定書（御坊市建設業協同組合）	

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態（脆弱性の評価 P. 41）

シナリオ

南海トラフ巨大地震や津波等により、長期の避難生活を余儀なくされ、地域のコミュニティが崩壊した。それらの被災地域では空き家への侵入、窃盗などの治安の悪化によって、復旧・復興が遅れる事態となった。

推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）
《個別施策分野》 1) 行政施策 ○社会秩序の維持 治安の悪化が懸念されることから、住民による犯罪抑止の見守りが必要であるため、自主防災組織に対して啓発を行う。	【防災】 地域防災力向上事業 出前講座の実施 実施中	継続（毎年度）
2) 住環境 ○住宅対策 応急仮設住宅の建設用地について、災害時における様々な土地利用を踏まえ、事前に候補地を検討する。		
3) 保健医療・福祉 ○保健・医療体制の整備 - 精神面へのケアができる体制を整備する。 ○健康・福祉のまちづくりの推進 - 認知症に対する正しい理解の普及・啓発を行う。	【介福】 認知症サポーター養成講座等の実施 認知症サポーター数 2,600 人（H27）	サポーター数 4,800 人（H32）
5) 国土保全 ○地籍調査の推進 地籍調査を順次実施する。	【農林】 地籍調査事業 進捗率 54.8%（H27）	63.3%（H31）

第2節 施策分野ごとの推進方針

施策分野ごとの推進方針は下記のとおりである。

個別施策分野 1) 行政施策

○防災体制の整備

- ・市職員の初動体制の強化を図る。【防災対策課】
- ・市災害対策本部体制の強化を図る。【防災対策課】
- ・行政、関係機関が一体となった実践的な防災訓練を実施する。【防災対策課】
- ・県、自衛隊、警察等の関係機関との連携強化のため、合同訓練を実施する。
【防災対策課】
- ・市民が安全かつ迅速に津波から避難できるよう、津波避難訓練を継続して実施する。
【防災対策課】
- ・近隣町の避難場所へも円滑に避難できるよう、近隣町との連携を強化する。
【防災対策課】
- ・市民一人一人が適切な避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供する。
【防災対策課】

○学校等防災体制の整備

- ・幼稚園及び保育園において、園児及び教職員が円滑に避難できるよう、防災教育や防災訓練を継続して実施する。【教育総務課】
- ・小・中学校において、児童・生徒が自ら積極的に行動を起こすことができるよう、防災教育や防災訓練を継続して実施する。【教育総務課】

○業務継続体制の整備

- ・庁舎代替施設を想定した業務継続計画（BCP）を検討する。【防災対策課】
- ・業務系システムの安定的な運用を維持していくために、様々な検証等を行う。
【総務課、税務課、市民課、社会福祉課、健康福祉課、介護福祉課、国保年金課】

○避難環境の整備

- ・津波避難施設の建設、津波避難ビルの指定を行う。【防災対策課】
- ・地域住民等が津波から円滑に避難できるよう、津波避難誘導看板等を設置する。
【防災対策課】
- ・停電時の夜間においても円滑に避難できるよう、避難路や避難場所にソーラー式 LED 避難誘導灯を設置する。【防災対策課】
- ・安全かつ確実に津波からの避難が可能となるよう、特定避難路を検討し、県に提案を行う。【防災対策課、都市建設課】
- ・地域住民のそれぞれが主体として意識をもち、自主的な避難所運営が行えるよう、避難所運営マニュアルに基づき、避難所運営訓練（HUG）等を実施する。
【防災対策課、社会福祉課、教育総務課、生涯学習課】
- ・災害発生時に遅滞なく被災者へ支援を行うため、計画的に備蓄物資の充実を図る。
【防災対策課】
- ・備蓄物資を効率的に配送・分配できるよう分散備蓄等を検討する。【防災対策課】

○市街地等の浸水対策

- ・集中豪雨による市街地等への浸水を防止するため、日高川水系河川整備計画に基づき県と連携し河川整備事業を推進する。【都市建設課】
- ・市街地への浸水時に住民自ら迅速に対応できるよう、土嚢ステーションを整備する。
【防災対策課】

○消防活動体制の整備

- ・消防職員、消防団員の訓練を実施するとともに、装備品の充実強化を図る。【消防本部】
- ・事業所等の協力を得て消防団員の確保に努める。【消防本部】
- ・火災による被害発生箇所が多数に及ぶ場合に備え、計画的に消防車両等の整備、効果的に耐震性防火水槽の設置を行う。【消防本部】
- ・地震による火災でさらに被害が大きくなることから、市民に対し、火災予防の啓発を行う。【消防本部】
- ・救助・救出活動が迅速に行えるよう、救助工作車の更新、救助資機材の整備等を実施する。【消防本部】
- ・災害対応車両等への優先供給について協定を締結している石油販売事業者や組合との連携を強化し、燃料供給体制の強化を行う。【消防本部】
- ・津波の浸水により、消防車両や資機材が被害を受けることから、退避するための代替施設の検討を行う。【消防本部】

○危険物施設等の安全対策

- ・防災・減災体制の充実強化のため、危険物施設等に対し、消防職員の立入り検査や関係機関等との合同訓練を継続して実施する。【消防本部】

○情報通信体制の整備

- ・ 災害情報を迅速に収集・共有・配信できるよう、県など関係機関と連携強化を図るため、情報伝達訓練を実施する。【防災対策課】
- ・ 防災行政無線のデジタル化を行う。【総務課】
- ・ J-ALERT・和歌山県総合防災情報システムの L-ALERT 機能による避難勧告等の情報発信やエリアメール、緊急速報メールによる緊急情報の発信を継続する。【防災対策課】
- ・ 県内全域で消防救急無線のデジタル化を共同整備し、適切な運用を進める。【消防本部】
- ・ 情報通信手段の多重化・複数化を図る。【総務課、防災対策課、消防本部】
- ・ キャッシュサイトなどの整備によりアクセスを分散させる。【防災対策課、企画課】
- ・ 道路、橋梁等の被害情報の収集訓練等により、関係機関との伝達体制の強化を図る。
【防災対策課、都市建設課】

○受援体制の整備

- ・ 和歌山県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊が円滑に活動できるよう受援体制を整備する。【消防本部】
- ・ 災害時に円滑な応急対策及び復旧対策が実施されるよう、自治体間や民間事業者との連絡体制の構築、連携強化を図るとともに受援計画を策定する。【防災対策課】
- ・ 自衛隊等の応援部隊の人員・資機材・物資・集積に必要となる活動拠点を検討する。
【防災対策課】
- ・ 物資の供給や一時保管所、また輸送及び荷さばき業務等に関する協定を締結している関係機関等と、訓練等により連携の強化を図る。【防災対策課】
- ・ ボランティアの受援体制を整備する。【防災対策課、総務課】

○社会秩序の維持

- ・ 治安の悪化が懸念されることから、住民による犯罪抑止の見守りが必要であるため、自主防災組織に対して啓発を行う。【防災対策課】

○エネルギーの有効活用

- ・ 今後、新たに建設する施設について、コスト面等を勘案した上で、太陽光発電設備等の導入を検討する。【財政課】

個別施策分野 2) 住環境

○空き家の対策

- ・ 空き家住宅等の実態調査を実施する。【都市建設課】
- ・ 空き家住宅等調査資料により対策計画を策定する。【都市建設課】

○排水体制の整備

- ・ 下水道施設、ポンプ場等の整備・管理を行うとともに、防災体制の整備を推進する。
【下水道課】
- ・ 下水道業務継続計画（BCP）を策定し、対策訓練等により防災力の向上を図る。
【下水道課】
- ・ 排水ポンプ等の操作訓練と作動点検を実施する。【下水道課】

○人材の確保

- ・ 応急危険度判定を速やかに行えるよう、県及び判定士との連携強化を図る。
【都市建設課】
- ・ 災害時における住家の被害認定調査に係る協力のための協定を関係機関と締結しているが、訓練等により連携の強化を図る。【防災対策課】

○住宅対策

- ・ 応急仮設住宅の建設用地について、災害時における様々な土地利用を踏まえ、事前に候補地を検討する。【住宅対策課】

○受援体制の整備

- ・ 下水道施設の機能維持及び回復のための応急対策業務等の協定を締結している関係機関等と、訓練等により連携の強化を図る。【下水道課】
- ・ 水道施設の円滑かつ早急な復旧を図るための協定を締結している関係機関等と、訓練等により連携の強化を図る。【水道事務所】

○応急給水体制の強化

- ・ 応急給水等の訓練を実施し、「水道災害等危機管理マニュアル」の見直しを行う。
【水道事務所】
- ・ 災害時に水の確保ができない場合に備え、近隣市町や関係機関との協力体制の強化を図る。【水道事務所】

○災害廃棄物対策

- ・ 災害時のごみの仮置場、一時保管場所について、災害時における様々な土地利用を踏まえ、事前に候補地を検討する。【環境衛生課】
- ・ 災害時のごみを適切に処理し、被災地の生活や復旧・復興に支障が出ないよう、県及び関係機関との連携体制を整備する。【環境衛生課】

個別施策分野 3) 保健医療・福祉

○保健・医療体制の整備

- ・インフルエンザ等の予防接種率の向上を図る。【健康福祉課】
- ・避難生活の長期化や衛生状態の悪化などによる感染症のリスク拡大を防止するため、家庭でのマスクや手指消毒剤の備蓄など感染症の予防対策の啓発を推進する。
【健康福祉課】
- ・健康相談等ができる相談窓口を設置し、被災者等の健康状況を把握できる体制を整備する。【健康福祉課、介護福祉課】
- ・関係機関合同の災害医療救護訓練により、連携体制の充実強化を図る。
【健康福祉課、消防本部】
- ・和歌山県災害時医薬品等供給マニュアルに基づき、県や関係機関と連携して、医療救護活動に必要な医薬品等の供給体制を整備する。【健康福祉課】
- ・精神面へのケアができる体制を整備する。【健康福祉課】

○業務継続体制の整備

- ・病院や福祉施設に対して、事業継続計画（BCP）策定の必要性を周知する。
【健康福祉課、介護福祉課】

○避難行動要支援者等に対する支援体制の整備

- ・避難行動要支援者名簿を作成・更新する。【健康福祉課】
- ・福祉避難所の指定数を増やすための方策を検討する。
【健康福祉課、社会福祉課、介護福祉課】

○健康・福祉のまちづくりの推進

- ・災害発生時において、一人でも多くの人が自力で避難できるよう、健康づくりを推進する。【健康福祉課、介護福祉課】
- ・認知症に対する正しい理解の普及・啓発を行う。【介護福祉課】

○遺体収容体制の整備

- ・遺体収容場所の選定や遺体の埋葬等、円滑に対応できる体制を整備する。
【社会福祉課、環境衛生課】

個別施策分野 4) 産業

○農業基盤の整備

- ・ため池の整備を推進する。【農林水産課】
- ・農業水利施設の長寿命化のため、施設の適正な維持管理を実施する。【農林水産課】

○農業担い手の支援

- ・農業の経営安定化や新たな担い手を育成・確保する。【農林水産課】

○業務継続体制の整備

- ・商工会議所等との連携や、HP 掲載により、事業者に対して事業継続計画（BCP）策定の必要性を周知する。【商工振興課】
- ・災害時には、あらゆる融資制度を活用して積極的な資金の融資計画を推進する。
【商工振興課】
- ・大規模災害時において、金融機能が維持できるよう、災害対策の実施を金融機関へ働きかける。【商工振興課】
- ・農業協同組合、漁業協同組合等に対して、大規模災害時においても食料等の安定供給ができるよう働きかける。【農林水産課】

個別施策分野 5) 国土保全

○道路・橋梁の整備

- ・主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び県に働きかける。【都市建設課】
- ・関係市町と連携し、近畿自動車道有田一田辺間の4車線化の早期実現に向け、継続して国に対し要望を行う。【都市建設課】
- ・緊急輸送ルートである国道42号線には、津波による浸水が予測されており、代替輸送ルートを検討する。【防災対策課、都市建設課】
- ・橋梁の耐震化を図る。【都市建設課】

○海岸保全の強化

- ・海岸保全施設等の整備を促進するよう県及び国に働きかける。
【農林水産課、都市建設課】
- ・地震・津波等による災害の防止や、復興時における緊急輸送基地として機能するよう、漁港施設の機能強化を図る。【農林水産課】
- ・緊急輸送港として機能するよう国、県と連携し、日高港の整備や適切な維持管理を行う。
【企画課】
- ・県と連携し、放置船等の移動指導を推進していく。【都市建設課】

○受援体制の整備

- ・重機等による障害物の除去作業等を行うための協定を締結している関係機関等と、訓練等により連携の強化を図る。【都市建設課】

○土砂災害の防止

- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策基本指針の変更（H27.1.16）に基づき、危険対象箇所において土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査を行っており、県市一体となった土砂災害警戒区域等の周知及び警戒避難体制を整備する。

【都市建設課】

○河川等管理体制の強化

- ・県及び関係機関と協力して河川及び河川管理施設の整備を推進する。【都市建設課】
- ・災害時における適切な対応と判断力の向上のため、水門等の開閉訓練を実施する。

【都市建設課】

○地籍調査の推進

- ・地籍調査を順次実施する。【農林水産課】

横断的分野 1) リスクコミュニケーション

○地域防災力の向上

- ・各家庭における防災・減災対策を進めるため、市民に対し住宅の耐震化、家具の固定、避難の重要性等の防災啓発を行う。【防災対策課】
 - ・地域住民に対して、津波防災マップの周知を図り、市民の防災意識の向上に努める。
- 【防災対策課】
- ・地域住民に対して、大雨によって日高川が氾濫した場合の浸水想定区域図の周知を図り、市民の防災意識の向上に努める。【都市建設課】
 - ・地域住民に対して、ため池ハザードマップの周知を図るとともに、他のハザードマップと併用しながら市民の防災意識の向上に努める。【防災対策課、農林水産課】
 - ・火災の被害軽減を図るため、自主防災組織と消防団との連携体制を整備する。
- 【防災対策課、消防本部】
- ・地域住民等による応急活動や救護活動が必要となるため、救命講習会・出前講座等を実施する。【消防本部】
 - ・地域ごとの津波避難マニュアルの策定を推進する。【防災対策課】
 - ・災害時における、観光客の安全確保に向けた取り組みを実施する。【商工振興課】
 - ・地域における応急救護や救出・救護等に活用できる資格・技能をもった人材を把握し、自主防災組織の充実強化を図る。【防災対策課】

○火災予防体制の整備

- ・防火意識や初期消火能力の向上のため、市民に対し講習会や消防訓練を実施する。

【消防本部】

○企業・事業所の防災力の向上

- ・民間事業者に対し、出前講座や防災訓練等を実施し、事業所等での自主的防災体制の整備を促進する。【消防本部】

- ・南海トラフ地震防災規程の作成が必要な事業者に対し、引き続き作成の指導を行う。

【消防本部】

- ・危険物施設等の保安全管理体制の向上を図る。【消防本部】

○備蓄の促進

- ・自助・共助・公助の観点から市で行う備蓄のほか、各家庭及び事業所での、水や食料、生活必需品等の備蓄促進を啓発する。【防災対策課】

横断的分野 2) 耐震化・老朽化対策

○市有施設等の整備

- ・公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の適切な維持保全活動に努める。

【財政課】

- ・市庁舎の耐震性を確保するため、建て替えに向けて事業規模や事業費について検討する。

【財政課】

- ・御坊市公営住宅等長寿命化計画に基づき公営住宅の適正な維持管理に努める。

【住宅対策課】

- ・飲料水の確保と施設の早期復旧を可能とするため、水道施設の耐震化を推進する。

【水道事務所】

○住宅・建築物の耐震化

- ・地域住民に対して、耐震診断や改修の必要性及びそれらに対する支援制度の周知を行う。

【都市建設課】

- ・家具転倒防止金具を設置しようとする高齢者や障がい者等に対し、設置費用及び金具費用について上限を設け補助を行う。【防災対策課】

○農業基盤の整備

- ・広域に及ぶ農業水利施設の老朽化の状態を判断し、更新・予防保全等に努める。

【農林水産課】

第3節 市のみでは対応が困難な課題

市のみでは対応が困難な課題は下記のとおりである。今後は、これらの課題について、国や県などと議論を重ね、本市の強靱化を推進していく。

市のみでは対応が困難な取組み

2) 住環境

- ・多くの電力供給施設が被災し、被災地への電力供給が停止することを防ぐため、国全体で電力供給の安定化、復旧の迅速化を図る必要がある。(6-1)
- ・大量の災害廃棄物を本市独自で短期に処理することが困難な場合、県・他市町村・関係機関に応援要請することとなっているが、さらなる広域処理体制を国で検討する必要がある。(8-1)

3) 保健医療・福祉

- ・南海トラフ巨大地震により甚大な被害が発生した場合、被災地での救助活動や医療救護活動のための人員、物資等の絶対的不足が懸念されるため、国全体での応急活動体制の整備が必要である。(2-2)

5) 国土保全

- ・道路、橋梁、河川堤防等の大規模地震等に向けたハード対策、及び被災後の復旧対応において国、県の予算の重点配分、または新たな財政支援制度の創設など国、県の技術的・財政的支援が必要である。(1-3、1-5、2-1、2-2、5-1、5-3、6-3)
- ・高速道路をはじめとする高規格幹線道路や地方基幹道路の整備は、災害時の医療活動、物資輸送、緊急時の搬送など地域住民の安全・安心な暮らしを確保するためには必要不可欠であることから、高速道路の4車線化を含めた高速交通のネットワーク等の整備を促進する必要がある。(2-1、2-2、5-1、5-3、6-3)
- ・本市の緊急輸送道路の1つである県道御坊美山線の一部区間が隘路で交通の難所であり、護岸の老朽化も著しいことから、救助のための人員及び物資の緊急輸送などの円滑な実施を図れるよう、法面改修を兼ねた道路拡幅を図る必要がある。(2-1、2-2、5-1、5-3、6-3)
- ・本市の避難路の1つである県道御坊停車場線の一部区間において、歩道幅員が狭く凹凸が多いため、迅速な避難が困難な状態であることから、歩道の整備を促進する必要がある。(2-1、2-2、5-1、5-3、6-3)

- ・平成25年3月和歌山県公表による津波浸水想定において、最大津波高16m、津波浸水面積970ha、市域の22.1%が浸水することから、海岸保全施設、港湾施設、漁港施設の地震、津波、老朽化対策が急務であり、特に海岸背後地は、市街地が展開しており、極めて甚大な被害が危惧されるため、防潮堤及び防波堤の補強・嵩上げ、津波防波堤等による津波侵入防止整備を促進する必要がある。(1-3)
- ・日高港については、大規模災害時における緊急輸送港として機能するよう国、県と連携し、必要な整備や適切な維持管理を行う必要がある。(2-1、2-2、5-1、5-3、6-3)
- ・下川、斎川・堂閉川及び東裏川では、台風や大雨により浸水被害が発生していることから、平成28年3月に策定された日高川水系河川整備計画に基づき、治水安全度の向上を図る必要がある。(1-4)
- ・地震後の津波の河川遡上や洪水時の市街地への浸水を防止するため、県及び関係機関と協力して河川の改修、堤防や護岸等の河川構造物の改築・改良、水門・ポンプ場の整備を推進する必要がある。(1-3、1-4、7-2)
- ・災害時には、水門・樋門の適正な開閉操作が必要であるため、年数回訓練を実施し災害に備えているが、名屋地内、西川と上川排水路の合流部に設置されている樋門が老朽化のため稼働できない状態となっているため、早急に樋門が機能するよう改修する必要がある。(1-3)
- ・臨海部の複合災害については、津波漂流物による二次災害が予測されることから、県と連携し、放置船等の移動指導を推進していく必要がある。(7-1)

※それぞれの取組みの末尾の（ ）内に記載した番号は、関連する「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の番号である。

第5章 プログラムの重点化

第1節 プログラムの重点化の考え方

災害による様々な事態が想定される中、限られた資源で効率的・効果的に国土強靱化を進めるには、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせるとともに、施策の優先順位づけを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要がある。

地域計画においては、それぞれの起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するための横断的な施策群である23のプログラム全てが重要で取組むべき施策であるが、下記の観点より総合的に勘案し、13の重点化すべきプログラムを設定した。

（1）人命の保護

大規模自然災害の発生した場合においても、人命の保護が最大限図られる。

（2）他の事態の回避や被害軽減への影響

各々の事態において相互関係があり、ある事態を回避することにより、他の複数の事態の回避や、被害軽減が図られる。

例)「1-1 建物倒壊や火災による多数の死傷者の発生」の事態を回避することができ、死傷者数を軽減できれば「2-2 救急救助、医療活動の機能不全」の事態が回避しやすくなる。

第2節 重点化すべきプログラム

重点化すべきプログラムは、以下の太字で記載した13の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」である。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	<u>建物倒壊や火災による多数の死傷者の発生</u>
		1-2	<u>不特定多数が集まる施設の倒壊・火災</u>
		1-3	<u>大規模津波による多数の死傷者・行方不明者の発生</u>
		1-4	<u>異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水</u>
		1-5	大規模な土砂災害等による道路の寸断
		1-6	<u>情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生</u>

第5章 プログラムの重点化

2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	<u>食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止</u>
		2-2	<u>救急救助、医療活動の機能不全</u>
		2-3	<u>疫病・感染症等の大規模発生</u>
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	<u>行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下</u>
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	<u>情報通信機能の麻痺・長期停止による災害情報が伝達できない事態</u>
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
		5-2	金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態
		5-3	<u>食料等の安定供給の停滞</u>
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	<u>電気、石油、ガスの供給機能の停止</u>
		6-2	<u>上下水道等の長期間にわたる機能停止</u>
		6-3	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-2	ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-3	有害物質の大規模拡散・流出
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う資源等の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

※太字は、重点化すべきプログラムに係る「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」

第6章 計画の推進

第1節 計画の進捗管理

第5章で設定した13の重点化すべきプログラムを優先し、各施策を実施するとともに、毎年度、施策の進捗状況の把握等を行い、PDCAサイクルを回していくこととする。

また、施策の進捗等に応じてプログラムの見直しや修正を行っていく。

第2節 プログラム推進上の留意点

プログラムは国、県、民間等横断的な施策群であり、1つの実施主体でできるものではないことから、各実施主体間で情報共有を図るなど連携が必要である。

また、PDCAサイクルによる施策の進捗管理を行い、限られた資源で効率的・効果的に国土強靱化が進められるよう、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせるなど、地域計画の目標の実現に向けてプログラムの実効性・効率性が確保できるよう十分に留意する。

資料編

第1節 用語の解説

用語	意味
アンブレラ計画	特定の部分のみ、他の全ての計画を覆うように上位に位置づけられ、様々な分野における計画等の指針となる計画のこと。
HUG	避難所運営ゲームの略称。避難者の年齢や性別、国籍やそれぞれが抱える事情が書かれたカードを、避難所の体育館や教室に見立てた平面図にどれだけ適切に配置できるか、また避難所で起こる様々な出来事にどう対応していくかを模擬体験するゲームのこと。避難所運営訓練時に利用されることが多い。
L-ALERT	「災害情報共有システム」の通称。災害などの住民の安心・安全に関わる情報を迅速かつ効率的に伝達することを目的とした、情報流通のための基盤のこと。
応急危険度判定	地震後の余震等による二次災害を未然に防止するため、被災した建築物の被害の状況を調査し、その建築物が使用できるか否かの判定・表示を応急的に行うこと。
起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	脆弱性評価を行うにあたり、想定する損失や被害の内容（種類、範囲や程度など）と、時間経過に伴う損失や被害状況の推移のこと。
キャッシュサイト	アクセスの集中によりホームページなどウェブサイトを開覧しづらい状況が発生したとき、アクセスの負荷軽減などを目的として提供される別のウェブサイトのこと。
公共施設等総合管理計画	地方公共団体が所有する全ての公共施設等を対象に、長期的な視点のもと、地域の実情に応じて、更新・統廃合・長寿命化など、総合的かつ計画的に管理する計画のこと。
国土強靱化	大規模災害等から人命を守り、経済社会への致命的な被害を抑えるとともに、迅速に回復することをめざすため、「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築すること。
御坊市公営住宅等長寿命化計画	本市の市営住宅の点検強化及び早期の管理・修繕による更新コストの削減を目的に、ストックの効率的、効果的な活用方法を定め、適切なストックマネジメントを行うための計画のこと。

用語	意味
御坊市地域防災計画	災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、御坊市の地域に係る災害に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧について定め、市民の誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりを目的とした計画のこと。
災害廃棄物	地震や津波、洪水等の災害により、倒壊・破損した建物などがれきや木くず、コンクリート塊、金属くず、自動車、倒木などの廃棄物のこと。
サプライチェーン	原材料・部品等の調達から、生産、流通を経て消費者に至るまでの、製品の全体的な流れのこと。
J-ALERT	「全国瞬時警報システム」の通称。人工衛星と市町村の防災無線を利用して緊急情報を伝えるシステムのこと。
事業継続計画	災害や事故など不測の事態を想定して、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを戦略的に準備しておく計画。BCP ともいう。
受援計画	大規模災害時に他の自治体や機関からの応援を迅速かつ効率的に受入れられるよう、支援を要する業務や受入れ体制などを事前にかつ具体的に定めた計画のこと。
脆弱性	もろくて弱い性質または性格のこと。国土強靱化の分野では、起きてはならない最悪の事態を回避するために、現状を改善するために必要な課題などのこと。
相互応援協定	大規模な災害が発生し、被災地独自では十分に応急措置が実施できない場合において、市町村間の相互の応援を円滑に行うために必要な事項について定める協定のこと。
津波避難困難地域	津波による被害が想定される地域の中でも、地震発生から津波到達までの時間的猶予や地形的条件等の理由により、津波からの避難が特に困難と想定される地域のこと。
DMAT	災害派遣医療チームの略称。大地震及び航空機・列車事故といった災害時に被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた医療チームのこと。
特定避難路	津波の浸水想定を踏まえ、市町村長から提案のあった避難路のうち、津波からの円滑な避難に対し支障とならないよう、避難路沿いの建築物等に制限をかける必要があると認めて知事が指定した避難路のこと。

用語	意味
土嚢ステーション	浸水被害を未然に防止するために、住民が自由に利用できる土嚢を収容した設備のこと。
認知症サポーター	認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、できる範囲で活動する応援者のこと。
農業水利施設	農業用ダムや用水路など、農業用水の安定供給を図るための施設のこと。
ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難路・避難所等の位置などを表示した地図のこと。
被害認定調査	地震や風水害等の自然災害により被害のあった住宅について、内閣府の定める「災害の被害認定基準」等に基づき、全壊・半壊等の「被害の程度」を認定する調査のこと。
避難行動要支援者	高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦など、特に配慮を必要とする方のうち、災害時に自宅から自ら避難することが著しく困難で、円滑かつ迅速な避難を図るため特に支援を必要とする方のこと。
避難所運営訓練	地震で被災した際に、地域住民同士が連携しながら、主体となって避難所の運営を行うための訓練のこと。HUG を利用して行われることが多い。
避難路	災害対策基本法に規定する市町村地域防災計画に避難路として位置づけられた道のこと。
福祉避難所	災害時に、一般的な避難所では生活に支障があるとされる方（要配慮者）が避難するため、特別な配慮がされた避難所施設のこと。
防災行政無線	県及び市町村が「地域防災計画」に基づき、それぞれの地域における防災、応急救助、災害復旧に関する業務に使用することを主な目的とするとともに、平常時には一般行政事務に使用できる無線局のこと。
リスクコミュニケーション	行政、企業、市民などの関係者間で、事前に想定されるリスクについて意見や情報を交換し、防災意識を共有すること。
和歌山県総合防災情報システム	大規模災害時に市町村や気象庁など防災関係機関と災害情報を共有するシステムのこと。県防災センターと振興局、県内市町村、消防本部など防災関係機関を複数回線でつなぎ、災害時に関係機関から被害情報や応急対策の状況を収集・共有を行う。

御坊市国土強靱化地域計画

発行年月／平成 29 年 2 月

編集／御坊市 総務部企画課

〒644-8686 和歌山県御坊市藺 350 番地

電話：0738-23-5518

ファックス：0738-24-2121

御坊市国土強靱化地域計画

～強くしなやかな御坊市に～